

(可認省信遞)

警察監獄學會雜誌

所有

版權

第 二 卷 第 十 號
目 録

- 内務省儲蓄務顧問故フナセー
バツハ氏肖像 岳洋小河謹識
- 論 說
● 伯林モアビート監獄
警察ノ本質ヲ論シ併セテ至堂餘
睡ヲ評ス 法學士 石田 氏 幹
- セーバツハ先生を吊す
小河 滋次 耶
- 制裁ヲ論シ刑罰ノ目的ニ及テ
法學士 永井久 滿次
- 雜 錄
● 徳川時代司法警察一斑(承前)
看守訓練試作(承前) 門外漢稿
- 囚徒の接玉
- 統 計
● 明治廿四年七月々末全國在監人
現在表
● 明治廿三年十二月現在全國戶口
總數
- 翻譯
● 大體列太尼國監獄統計(承前)
佛國控訴院代官人レオン、ラ
ールマン氏述 武田英一 譯
- 法令註解
● 巡查採用規則註解(承前)
● 警察禮式註解(承前)
● 警察懲罰規則註解(承前)

● 雜 報

- 巡查看守の賢所參拜● 巡查看守
の辭令式● 演說中止に就ての注意
- 囚人の刑期計算● 典獄の提灯●
不納若くは不足税の席捲● 信書● 監
獄醫● 海師看守等の痛次● 刑獄内
瓦斯の暴發● 拘引狀を以て引致の内
被告人● 監獄の處刑● 刑事被告
人の數物● 地方長官の監獄巡視●
九州各縣監獄協議會● 岡山縣典獄
● 警察署留置場の戒護吏● 受罰者
の食物購求に就て● 監獄の作業●
警部より巡查に就任はならず● 警
察官吏の配置法● 警察禮式● 巡查
勤續年數● 巡查分列の際回轉方
● 巡查部長に對する敬禮● 遠座離に
於ける巡查の敬禮● 各監獄署報告
摘要● セーバツハ先生の吊詞● 同
先生の追悼會● 列國刑法協會會議
● 靜岡縣保護會社● 監獄費問題
- 批 評
● 變 死 傷 無 冤 錄 述
● 檢視必携無冤錄述
元朝王 氏 譯
本朝河合氏 譯
磯村兌 貞 發行
快哉生安 評
- 警察監獄學會報
● 數拾件

警察監獄學會發兌

於... 雜誌... 參考書... 教科書... 卜シテ最モ適當ナルハ勿論也... 發行所 丁町八十四番地 明治法律堂 其地各書肆

(錢六金價定部一行發回二ハク若回一月毎)

會告

●我國監獄上偉大ノ効ヲ奏セラレタル故ゼーバツハ氏ノ肖像ハ豫告ノ如ク本誌ニ撮影シ且小河滋次郎氏ノ健筆ニ成レル氏ノ履歷ヲ掲ケタレハ苟モ氏ノ薰陶ニ浴セシ諸氏ハ勿論監獄ニ從事セラル、諸君ハ就テ一覽シ神靈ヲ慰セラレテ可ナリ

右ニ就キ特ニ本誌ハ多數ノ豫備本アリ冀望ノ諸君ハ速ニ申込アレ

●雜誌購者諸君ニ告ク

- 第一 警察監獄學會雜誌ヲ購讀セント欲セラル、諸君ハ職業姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一ヶ月分ノ前金ヲ添ヘ拙者宛申込アリタシ
- 第二 雜誌代金ハ一ヶ月分前金拾貳錢トス雜誌ハ少クモ一ヶ月分ヲ豫約セラレ、ニアラザレハ送本セズ
- 第三 雜誌ノ購讀ヲ廢止セラレントスルトキハ必ズ前以テ其旨通報アルベシ此通知ナキハ假令前金ヲ打切ル、モ雜誌ヲ郵送シ第四代金申受クヘシ
- 第四 雜誌代金送付ノ手續并延滞ノ場合ハ左ノ如ク取扱フ可シ
 一 代金ハ總テ前金拂トシ一ヶ月分取讀メ前月末日ヲ期シ便宜郵便爲換若クハ通郵便ヲ以テ主任磯村兌員ヘ宛テ送付セラルヘシ
 二 通郵便ヲ以テ送金セラル、其ハ別ニ持込ヲ添ヘラルヘシ又通郵便若クハ郵便爲換不便ノ地ハ五厘郵券一割増ヲ以テ拂込アリタシ
- 三 雜誌代金ハ便宜ニ依リ數月分取讀メ豫メ送付セラル、モ妨ケナシ
- 四 雜誌代金ヲ送付セラル、モ別ニ領收證書ヲ發セス雜誌ノ帶封ヘ(灣)ノ一字ヲ朱印シ代金送付済ノ證トス若シ領收證書要セラル、其ハ其費用ハ別ニ送付セラルヘシ
- 五 購讀廢止ノ通知ナクシテ其月ニ至ルモ尙ホ其月分ノ代金送付ナク且ツ雜誌ヲ發送シタルハ該帶封ヘ(誓)ノ一字ヲ朱印シ御送金ハ既シテ次回ノ雜誌發行前ニ於テ拂込ナキハ其姓名ヲ雜誌ニ掲ケ御送金ヲ促スヘシ但シ購讀廢止前ニ係ル雜誌延滞金ハ郵費先拂ヲ以テ請求スヘシ
- 第五 雜誌購讀者ニシテ官衙内ニ奉職セラル、者ハ可成其間ニ於テ代金取讀擔當者ヲ設ケ購讀者ノ出入ヲ報シ代金ヲ取集メ及ヒ之ヲ送付スルノ勞ヲ取ラレントナシム但シ代金取讀擔當者ヲ設ケラレタルハ其官職姓名ヲ通知セラレタシ

警察監獄學會

雜誌出版主任 磯村兌貞

御管内非常ノ震災不堪驚愕候隨テ貴官並ニ御僚屬ノ御配意遠ク想像ノ及ハサル所謹テ御慰問申上候尙爲國家折角御自重被爲在度特ニ電報又ハ郵便ヲ以御見舞申上候得共混雜之際伺洩モ難圖候間以本誌御慰問申上候拜具

警察監獄學會

磯村兌貞

明治廿四年十月廿八日

震災地方

警察部長
 警察署長
 警察分署長
 監獄署長
 監獄支署長

貴下

内務省備前獄務顧問故ラフバーハグ氏



雲災賑式

即前廿四年十月廿八日

警 署 署 署 署
署 署 署 署 署
署 署 署 署 署

賞 不

警察監獄學會
藤 村 貞 貞

申 上 到 拜 具
兼 申 上 到 拜 具 並 呈 請 之 類 同 此 之 類 圖 封 固 以 本 誌 時 想 問
圖 案 許 食 自 重 壽 益 亦 與 存 之 雷 時 又 一 海 面 之 以 時 想 問
時 想 意 益 之 感 謝 又 一 海 面 之 以 時 想 問 申 上 到 拜 具
時 管 內 非 常 之 災 不 幸 誠 實 勉 勵 之 賞 官 並 一 時 想 問

●ゼーバッハ先生略傳

先生名はクルトゼーバッハは其姓なり千八百五十九年九月十九日を以てケユリンゲン州の居砦に生る先生は第三子なり家法醇謹の中に養はれ大に其隸悟の天資を發揚す十一歳の頃家嚴を喪ひ家嚴は千八百七十年の役即ち李佛戰爭の際に戦死せらる同年家を舉げて伯林に移り既にして陸軍士官學校に入學す母君固と淑徳の令譽あり能く先生を教勵し先生も亦尤慨然として更らに大に志す所あり承順、酷た勤め、黽勉、幾んど寢食の度を紊るに至る學業是れより著るしく上達し考試、常に優等の成績を得すと云ふことなく、嶄然、獨り群彦に領袖たり終に出で、少尉と爲り名譽ある士官學校教官の椅子を占め専ら外國留學生の教習を擔任せらる、外國留學生の中、先生の薰陶を受けたるもの最も多きは土耳其國派遣の士官にして従つて同國の兵制上、先生の意見を採酌して釐革する所ありしもの少からず土耳其政府、深く之を徳とし皇帝陛下より「ナスマニヤ」第一等勳章を先生に贈與せらる、惜い哉在職、未だ長きに及ばずして病を得復た軍職の劇に堪ふべからざるを知り特に勅許を請ふて休職となる當時先生の意は暫らく海曲に高臥するの身と爲つて靜かに其病骨を養はんと欲するにあり然れども社會は

36
 1902
 40
 1903
 12
 1891
 1859
 32

終に之を許さず、有爲勃々たる先生の氣象も亦た強て之を辭する能はず再び草蘆を出で、獄務に官仕し大にクローチ老典獄の寵遇を受け銳意、斯道に軌掌し得る所、又頗ぶる多し屢々奇策を考へ名案を立て、儕輩を壓し先生の名、漸く監獄社會に知らるゝに至る偶々我が前内務大臣山縣伯閣下の獨逸官遊の機會に於て司獄官吏聘備の事を獨逸政府に照會せらるゝに會す政府は輒はち多數の司獄官吏の中より特に先生を撰拔し理論に精はしく實務に明らかなる適任者として先生を紹介せり、約此に成り先生は廿二年九月十三日を以て其郷國を發し十一月初旬恙がなく我が帝國に赴任せらる自來或は山河を跋躋して親しく各地方の獄務を觀察し或は生徒を一室に集めて懇ろに治獄の理實を講説し若くは當局者の諮問に應じて反覆其懷抱する所の蘊奧を策立し忠勤一日の如く病間、尙ほ公務を觀る、本年六月中旬の交、恰かも北海道巡回の歸途に當つて病を獲、賜暇を請ふて函嶺、山深く水清き處に靜養し滞在數旬、殆んど全治するに至るを認めて京に歸へり攝生、尙ほ怠る所なかりしも一月を出でずして復た曩日の病を激發し廬扁、其術を盡くすも終に先生の定命を如何んともする能はず悲い哉十月二十一日午後三時横濱獨逸海軍病院に溘逝せらる、之を聞くもの愴然として涕を賈さざるはなし、越へて二日、其遺骸を共同墓地に葬る、是れより先き辱くも我が 皇帝陛下は先生の功勞を嘉みし玉ひて勳五等瑞寶章を下賜せらる此光榮を齎らして地下に眠る夢魂、永く爲樂たるべし、先生未だ室を娶らず、其最近親族の故國に在るもの實に母君及び四人の同胞なりと聞く母君は既に六旬餘の高齡に達し長兄は陸軍士官にして現に亞弗利加遠征軍の役にあり母君落莫の心情想ふべし況んや先生は母君の最愛兒なりしと云ふに於てをや先生至性純篤、巡回疲勞の際と雖も苟くも便船あれば必らず家書を認めて母君に送る、其曾つて母君病あるの報に接するに當りてや憂慮の餘、殆んど疾を成すに至る、先生の人に接し物に處する洞然として隱情なく歡然として誠信相迎ふ、藹然として親むべき清姿の中自らまた凜乎として侵すべからざる威容あるを見る、步履折旋、滿身渾べて是れ規律的ならざるはなし眞に以て吾生の模楷と仰ぐに足る嗚呼今や幽明全く相分る痛悼に堪ふべけんや先生の略傳を記して此に及ぶ

後進 岳洋小河 謹識

●警察監獄學會出版廣告

元朝東甌王氏編纂 本朝河合尙久氏和譯

變死傷無冤錄述 完
檢視必携

●四號活字傍訓付●洋裝美本●定價一部金貳拾錢●警察監獄學會雜誌購員以上申請
●巡官部長君申拾五錢●官署又部以上申請
●分都代前金申拾五錢●全國無送料其他
●所東谷下●郵便各地方特約販賣所設置
●延期必該十月十五日前送本會振込
●廣告但特約販賣所必該販賣所へ申込
●本會但特約販賣所必該販賣所へ申込

警察上重大且繁難ニ涉ルモノハ變死傷檢視ニシテ職ヲ警察ニ奉セラル、ノ士ハ博ク斯道ヲ研究シ一朝有事ノ時ニ於テ高ノ誤謬ナカランヲ期セラレサル可ラス而シテ輒近此種ノ著書敢テ乏キニ非スト雖モ如何セシテ理論高尚ニシテ醫學專門ノ者ト雖モ其講學ノ苦シム所況ヤ其他ノ於テオヤ然ルニ本朝ハ學說ヲ以テ根據トセス數百年間ノ實地經驗ニ基キ編纂輯録シタルモノニシテ其文章ノ平易簡明ナルニ係ハラズ實例立論一々學說ニ該當スルノミナラス未ダ曾テ學者ノ唱道セサル幾多ノ事例ヲ發見シ得ヘキ珍書ナリ
此書ハ今ヨリ一百餘年前明和年間ノ印行ニシテ幕政時代ニ在ツテハ檢視上唯一ノ書籍ニシテ徳川及諸侯ノ藏書トナリ又ハ檢視ニ從事スル官司ノ間ニ於テ愛玩珍藏シタルモノト雖モ維新後泰西學說ノ輸入ト供ニ其愛ヲ割カレ世上特ニ當局者ノ間ニ於テモ如此有益ノ書籍カ日本ニ現存シツ、アルヲ知ラ諸君ニ願フ稀ナリト欲シク實地應用ノ資ニ供セラレタ
●諸君ニ願フ稀ナリト欲シク實地應用ノ資ニ供セラレタ
●諸君ニ願フ稀ナリト欲シク實地應用ノ資ニ供セラレタ

明治二十四年五月... 警察監獄学会雑誌

警察監獄學會雜誌第二卷第十號

論 說

左ノ一篇ハ有力家某氏カ曾ツテ獨逸國ニ官遊ノ際、同國獄制ノ實況ニ就テ視察調
査セラレタル所ノ事項ヲ記述セラレタルモノニ係リ、詞雄ニ旨、洽ク深微ニ鉤入シ
テ言々凡ヘテ是レ斬新ナラザルハナシ以テ當局者諸氏ノ參考ニ資スベキモノ多
キヲ信シ茲ニ掲ゲテ讀者ノ瀏覽ニ供ス

●伯林「モアピート」監獄

伯林府「モアピート」ノ分房制ノ監獄ハ千八百四十九年英國ノ監獄ニ倣フテ建築セル
モノニシテ其刑罰執行ノ方法ハ各囚チ一房ニ禁囚シ各其房内ニ於テ役業ヲ執ラシ
ム其役業ハ例ヘハ刺物又ハ裁縫其他種々ノ手細工ニシテ通例營業者ノ出願ニ因リ
典獄ノ許可ヲ經テ二十人或ハ三十人ノ囚人ヲシテ夫々ノ工事ニ從事セシム未熟ノ
囚徒ニハ營業者ヨリ授業師ヲ出シテ其業ヲ教授セシム其製品ハ通例ノ販賣品トシ

テ世間ニ賣捌クナリ而シテ之カ爲メニ營業者ハ一囚ニ付毎日壹マルク(凡ソ我ツ)三拾錢(ツ)、監獄ヘ納ムルモノトス

分房禁囚ノ期限ハ刑法ニ依リ三年以内ニ限り本人ノ協意ヲ得ルニ非サレハ三年以上ニ亘ルヲ得サルモノトス

分房制ノ監獄ニ於テハ各囚各其房内ニ於テ工作ニ服シ運動(半時)又ハ學校及說教堂ニ到ルノ外曾テ房外ニ出ツルコトヲ得ス又房外ニ出ツル場合ト雖囚人ヲシテ決シテ互ニ面識トナルコトヲ得サラシムル様注意ス即說教堂ニ集ル時ノ如キハ各囚人ヲシテ出入ノ際覆面物ヲ以テ面部ヲ掩ハシメ互ニ面識ト爲ルコトヲ得サラシム又說教堂ニ入りタルトキハ各囚人ヲシテ三面ヲ圍ミタル坐席ニテ說教師ノ一方ノミヲ見ルコトヲ得ル様ニ拵ヘタルモノ、内ニ各別ニ着坐セシム但此法ハ殊ニ兇惡ノ徒又ハ教育アル高尚ノ人物ニ對シ嚴ニ之ヲ執行ス其理由ハ兇惡ノ徒若シ他ノ囚人ト面識トナルトキハ他日出獄ノ日互ニ往來交通ノ媒介トナルノ恐レアルヲ以テ之ヲ豫防シ又教育アル上等ノ人物ニ對シテハ其面目ヲ保護スルニ在リ右等ノ徒ヲ除ク外ハ一年以上獄中ニ在リ典獄

ニ於テ其性質行狀ヲ詳細ニ知了シ他人ヲ惡道ニ誘導スル等ノ掛念ナキモノト認ムル囚徒ニ限り房外ニ出シ獄内ノ掃除其他獄舍建築等ノ爲メニ使役スルヲ

例トス

然レトモ分房制ノ目的ハ彼ノ米國「ヒラデルヒヤ」ノ獄舍ニ於ケルカ如ク囚人ヲシテ全ク他ノ人類ト交通ヲ絶タシメントスルニ非ス唯惡人トノ交通ヲ絶ツニ在リ而シテ善人トノ交通ハ可成丈ケ屢ナラシメントシテ要ス故ニ典獄ハ少クモ毎月一回ツ、各房ニ臨ミ僧侶及教師ハ毎月兩三回ツ、各房ニ臨ミ囚人ト談話ス而シテ看守ノ如キハ毎日囚人ノ房内ニ入りテ談話ス故ニ囚人中素ト惡意ナクシテ其罪犯ノ偶然ニ起リ意外ノ罪人トナリタル者ニシテ獄ニ入りテ既ニ改悛ノ念アリ出獄後正善ナル生活ノ目的ヲ追隨スルノ計畫ヲ考案スル者ノ如キハ典獄ニ於テ大ニ意ヲ用ユヘキ者ナレハ典獄ハ屢其者ヲ見舞ヒ若シ妻子ヲ思フノ情切ナルトキハ書簡ヲ認メシメテ之ヲ妻子ニ送付セシメ或ハ妻子ヲシテ面會セシメ其善心ヲ發導シ且實際之ニ依テ其囚人ノ苦楚ヲ輕減スルコトニ注意ス

是故ニ分房制ノ第一ノ目的ハ惡人トノ交通ヲ絶ケテ善人トノミ交接セシメ其改心

遷善ノ出来ヘキ機宜ニ乗シテ善ニ遷ラシメントスルニ在リ
 他ノ目的ハ刑罰ニ處セラレタル者ハ何レモ皆國法ヲ侮慢シテ一身ノ自由ヲ誤
 用セルモノナルカ故ニ其一身ノ自由ヲ奪ヒ獄内ニ禁囚シ金ク人類ト交通ヲ絶ツ
 ハ非スト雖自由ニ人ト交通シ自己ノ意思ニ從テ自由ニ動作スルコトヲ得セラシム
 ルニ在リ前キ並ニ...
 執斯ノ如ク身體ノ自由ヲ奪ヒ一房内ニ禁囚スルニ就キ緊要ナル目的ハ之ニ依テ國
 權ノ強大ニシテ苟モ國法ヲ犯シ兇惡ノ所業ヲ行フトキハ此ノ如キ以テ結果ヲ來シ決
 シテ之ニ抵抗ス可ラサル事ヲ知り其身ノ無力ナルコトヲ感得セシムルニ在リ
 又分房制ハ兇惡ノ徒ニ交真ニ地獄ノ如ク若楚ニ耐ヘスト雖一時不良ノ心ヲ法律
 ナ犯シ囚人トナシ未タ眞ノ惡人タル域ニ陷ラサルモノ若クハ事ニ觸レ短慮或ハ激
 發ノ餘リ刑法ノ罪人トナリタル者ニシテ眞ノ兇惡人ト伍テ爲スコトヲ欲セサル者
 ニハ分房制ハ共同懲役場ニ比スレハ其苦楚甚タ輕シ故ニ此等ノ徒ハ三年ヲ經タル
 後ト雖共同懲役場ニ移ルヲ欲セスシテ依然分房制ノ獄ニ留ランコトヲ欲ス扱此ノ
 如ク分房制ノ監獄ハ其罪惡ノ輕重ニ依リテ苦楚ニモ亦自ラ輕重ヲ爲シ以テ其刑罰
 ナ實際ニ平均スルノ妙用ヲ致スモノナリ何トナレハ兇惡者ニハ同一ノ獄舎ニ在ル
 ト雖實際其苦楚甚タ重難ナレハナリ

今ヲ距ル凡百年前迄ハ刑罰ハ死刑、體刑(鞭刑、燒印刑、切耳刑其他體)及罰金ニ止マリ
 現今ノ如ク身體ノ自由ヲ奪ヒ獄中ニ之ヲ禁囚スルノ處罰法(禁獄)ナカリシニ
 往昔於テル刑法ノ旨意ハ他人ニ加ヘタル惡處行ヲ其罪人ニ返酬スルニ在リ故
 人ヲ殺シタルモノハ死刑ニ處シ人ニ害ヲ加ヘタルモノハ其苦害ヲ以テ之ヲ其罪人
 ノ身ニ加フ即チ報酬又ハ復仇ノ原則ニ遵依セルモノナリ而シテ尙之ニ加フルニ公
 衆ヲ恐懼戒心セシムルノ原則ヲ取用シタルモノナリ例ヘバ人ヲ殺害シタルモノハ
 啻ニ之ヲ死刑ニ處スルノミナラス亦公開ノ場所ニ於テ斬罪又ハ絞刑ニ處シ衆人ヲ
 シテ之ヲ觀セシメ以テ衆人ヲ警戒シ恐悚ノ心ヲ起サシムコトヲ目的トセリ

(未完)

公志學中... 田 九

●警察ノ本質ヲ論シ併セテ奎堂餘唾ヲ評ス

法學士 石 田 氏 幹

公法學中行政法ノ如キ未タ充分ナル學理發達セス就中行政法ニ於ケル警察ノ部分ノ如キ公法學者ノ尤モ頭腦ヲ病マシムルモノナリ然レモ其頭腦ヲ病マシムルモノハ即チ是レ余輩研究ノ尤モ良キ材料トナルナリ余ノ本論ヲ草シ警察ノ本質ヲ研究セントスルモ亦此カ爲メナルノミ

警察ノ本質ヲ説明スルニハ種々ノ方法アリト雖モ余ハ左記ノ如ク分類シ説明スルヲ尤モ了解シ易キ方法ト思考ス

(1) 警察ハ行爲ナリ尙^キ之ヲ詳言スレハ警察ト云フコトハ警察ニ關スル成法及習慣法其レ自身ニアラスシテ其成法及習慣法ニ從フテ運動スル行爲其レ自身ナリ故ニ其行爲ニシテ政治ニ關スレハ之ヲ高等警察ト云ヒ其行爲ニシテ刑事ニ關スレハ之ヲ司法警察ト云ヒ其行爲ニシテ行政ニ關スレハ之ヲ行政警察即チ普通警察ト云フナリ奎堂餘唾第一篇第一章第一節ニハ「警察ハ國家行政ノ一部ニシテ國家ノ威權ヲ適用シ人民生活力ノ適理發達ヲ保護シ且一個人ノ單力或ハ人民團結ノ協力ニ因テ自ラ除

去シ能ハサル禍害ヲ除去スルヲ目的トナセル制度及事務ヲ稱ス」ト説明セリ斯ク著者ハ警察ト云フコトヲ以テ制度及事務ナリト説明スレモ余ハ堅ク信ス警察ト云フコトハ制度及事務ニアラスシテ其制度ニ從フテ運動スル行爲ナルコトヲ何トナレハ若シ果シテ警察ト云フコトヲ制度及事務ト云フコトヲ得ハ其警察行爲ヲ規定スル制度即チ警察法ハ如何ニ之ヲ説明スルヤ著者自ラモ其説明ノ杜選ナルニハ一驚ヲ喫スヘシ故ニ曰ク警察ト云フコトハ行爲ナリト

(2) 警察ハ社會ノ秩序ヲ維持スルモノナリ社會ノ秩序ト云フハ法律ノ命スル社會ノ狀態有様ト云フコトニシテ各人ノ見込ヲ以テ秩序ト否トヲ判定スルコト能ハス著者ハ國家行政ノ一部ニシテ其目的トスル所ハ公衆ノ安寧ヲ保護シ公衆ノ障害ヲ除去スルニ在ルモノ即チ是レ警察ナリト説明セリ然レモ公衆ノ安寧ヲ保護シ公衆ノ障害ヲ除去スルト云フコトハ即チ社會ノ秩序ヲ維持スルト云フコトニシテ唯之ヲ丁寧反覆シタルニ過キス故ニ警察トハ社會ノ秩序ヲ維持スルモノト云フノ勝レルニ如カス又著者ハ公衆ノ安寧云々ト云ヒテ其安寧トハ如何ナルモノヲ云フヤノ説明ノ勞ヲ取ラサルハ余ハ其粗漏ニ驚カサルヲ得ス

(3) 警察ハ人ノ自由ヲ直接ニ制限スルモノナリ社會ノ秩序ヲ維持スルハ凡テ行政ノ目的ナレモ此目的ヲ達セン爲メニ直接ニ人ノ自由ヲ制限シテ之ヲ達スル場合ニ於テ警察ト稱シ人ノ自由ヲ制限セス成シ得ル行政ハ警察ノ部類ニ屬セス又人ノ自由ヲ制限スルト雖モ他ノ目的ヲ達セン爲メニ之ヲ行フキハ警察トナラス例之ハ租稅ヲ滯納スル者ニ對シテ強制シテ金錢ヲ取立ツルコトハ租稅ヲ取ルコトカ目的ニシテ自由ノ制限ト云フコトハ其目的ニアラスシテ行政命令ヲ執行スル制裁ナリ故ニ警察ト云フコトハ直接ニ人ノ自由ヲ制限シテ行政ノ目的ヲ達スル行爲ニシテ而シテ其目的ハ自由ヲ制限スルト云フコトニアリ故ニ公法學者ノアルモノハ警察ハ純粹ナル自由ノ制限ト云ヘリ即チ他ノ事ヲ行ハンカ爲メニ制限スルニアラスシテ制限スル爲メニ制限スルモノナリ著者ハ前陳ノ如ク警察ハ國家行政ノ一部ニシテ國家ノ威權ヲ適用シ云々ト説明セリ然レモ威權ヲ適用スルコトハ警察ニ限ラス他ノ行政ト雖モ皆テ威權ヲ適用ニ外ナラス故ニ警察ヲ他ノ行政ト區別シテ論スルニハ十分ナル説明ト認メス故ニ曰ク警察ハ人ノ自由ヲ直接ニ制限スルモノナリト云フ

(4) 警察ハ法律敕令ノ下ニアルモノナリ憲法上ノ君主ノ大權ニヨツテ非常ノ警察權ヲ行フコト即チ高等警察ノ如キ其權力ハ勿論君主ニアリト雖モ行政官ニ其執行ヲ命スルニヨツテ行政官之ヲ行フニ當ツテハ行政官タルモノハ法律敕令ニ從ハサルヲ得ス例之ハ戒嚴ヲ命スル權ハ勿論君主ニアリト雖モ其條件ハ法律ヲ以テ定メ君主カ之ヲ命シタルキハ行政官ハ法律ヲ執行セサルヘカラサルカ如シ以上ハ余カ尤モ簡明ニ警察ノ本質ヲ論シタルモノニシテ之ヲ要スルニ警察トハ法律敕令ノ下ニアツテ人ノ自由ヲ直接ニ制限シ社會ノ秩序ヲ維持スル行爲ナリト云フヲ得ヘシ

終ニ臨ミテ余ハ警察ニ關スル學說ノ一大進歩ヲ開陳セン從來ノ學者(ロペルト、ホンモンゾーデン、ロレンツ、スタイン氏等)及法典(普國ノ普通州法)ノ定義ニハ皆警察ノ目的ヲ標準トシテ警察ヲ他ノ行政ヨリ區別シ警察ヲ行フ手續ニヨツテ區別セス故ニ強行ノ手續ヲ用ユルモ否サルモ警察ト云フ意味ニ關係セサルニ似タリ然ルニ近來公法家ノ議論ヲ聞クキハ警察ハ行政ノ一部トシテ他ノ行政ト異ナル目的アルニアラス均シク社會ノ秩序ヲ維持スルモノナレモ唯、行政權ヲ行フ一ノ形式ヲ指シテ警察ト云フコトニテ或一定ノ手續即チ強行ノ手續ニヨツテ其目的ヲ達スルキハ之ヲ警察ト稱シ強行ノ手續ヲ以テセサルモノハ警察ニアラスト云フニ在リアルンチユ

リト氏ノ警察ノ定義モ亦タ強行ト云フコニ重キヲ置ケリ此議論ハ法理ニ適フタル
 説明ニシテ從來ノ陳腐說ヲ一掃シ去ラントスルモノ、如シ故ニ茲ニ附記ス

●ゼーパツハ先生を吊す

小河 滋次郎

嗚呼我が恩師ゼーパツハ先生は既に此世の人に非らず先生若し在世且つ健全の身
 なりせば第二期練習所の召集に應じて出京せらるべき各府縣幾多の俊才諸君と豫
 期の如く明日を以て小菅原頭、煙白く霞紅なる所に相見へ襟を開いて歎晤、相親しむ
 の快樂を得たりじことならん、諸君をして開所、式場彼の温乎たる玉の如き先生の
 清容に接し其敬仰服膺すべき薰然たる一場の演説を聴くことを得せしめしことな
 らん、嗚呼今また之を望むべからず先生の靈夫れ或は之を練習所の天外に拜するを
 得ん然れども先生の身はずで億萬里外の幽界にあり其清容に接し其高教を聴く
 ことは千萬年の後を俟つも尙ほ之を期すべからず秋深く感多きの時、況んや念及此
 に至る此夕此暖間に於てをや追慕哀悼の情に堪へざらんと欲するも得んや

之を憶はざらんと欲すれば懷益々加はる予の始めて先生再び病あるの報に接した
 るは實に去月今日の事にてありき先生の手書に曰く曩日の病再發して身、復た臥床
 にあり卿若し小閑を得は來つて卿が巡回中の所見を晤談せよ秋霖陰鬱無聊殊に甚
 じとを過ぎす公私多忙の故を以て未だ先生を訪ふの違まわらざりしなり

當時予は警保局長に隨行して長野縣外二縣を巡回し歸京後尙ほ二三日

遇ま我が警保局長も亦た先生の病あるの報に接し予に往問すべきを下命せらる輒
 ち匆惶車を命じて先生の門を叩く先生喜んで予を其居室に迎へ懇勸來意を謝し既
 りして忽ち話頭を轉じて治獄の事に及ぶ曰く長野協議會の議事如何曰く參同せる
 典獄の所論如何曰く進歩改良の實況如何曰く局長閣下の所感如何此れを問ひ彼れ
 を質し丁寧反復、應答の簡單なるを許さず而して晤談の中屢々先生の呼吸促迫する
 の状あるを見る先生曰く北海道に於ける監獄組織の改正は大に我が心を得たり斯
 くの如くせば今後、益々改良の效果を見るに至らん、監獄費國庫支辨の事、百難を排
 して之を斷行するの覺悟なかるべからず斯くの如くして始めて行刑の眞旨義を
 貫徹するを得べし曰く何曰く何言々皆斯道に關することにあらざるはなく談數刻
 恰かも身に病苦あるを忘るゝものゝ如し別るゝに臨んで呼吸又甚しく逼迫す予即

侍婢と共に先生の背を撫し其稍々靜止するに至るの状あるを見長坐を謝し安養
 をすゝめて歸路に就き命を局長に復す、諄々たる先生の言、今尙ほ我が耳底に残る當
 日、豈に今月の今日あるを想はんや嗚呼今や既に先生亡し矣千々に物思はするの月
 是れ豈に我身一つの秋にあらざるなきを得んや此夕此瞬間、感萬重、尤腸を絶つの懷
 ひもよも之れに如くことやある、先生と予の間に於て淺からざる交誼の存ひつゝありしことは世既に之を知る予の
 頑愚なる時ありては先生の意に逆ふことありしも先生は常に之を寛容せられたり
 公務上に於て予を扶益提擡せられたることの最も多かりしは言ふを俟たず私事の
 上に於ても友愛懇切の情日に益々厚きを加へ予を待つこと恰も同胞の親の如く何
 事も打明けて予に信任せられたり敬慕すべき先生の師徳は一たび先生の親炙した
 る我が幾多の同人諸君、皆之を知る之れに親炙することの久しきもの殊に能く之
 を知る、先生豈に獨り予に私するものならんや先生の厚く予を信じ深く予を愛する
 の恩を懷ふこと心私かに感ずる所あり斯くして予を信愛せらるることの切な
 きは蓋し不肖ながらも予を以て我が監獄社會幾多同人諸君の代表者と認めらるゝ
 が爲め漸らん語を替へて之を言へば我が同人諸君を敬重するの情、厚かりしが爲め
 予を信愛せらるゝこと亦た一層、深きを加へ我が監獄事業の改良進歩を冀圖せらる
 る熱心の強かりしが爲め益々予を扶益提擡することの懇切なりや嗚呼予や昏
 昧、終に得る所なく疎慢、時あつて命に逆ふ豈啻に恩師に背くことの大なるのみ
 ならんや予の先生に會するや談、常に典獄諸君を始め同人諸氏の動靜に及ばざるは
 なし故に予の知り得たることこの限りは細大となく先生も亦之を知悉せられずと
 云ふことなき吉凶、必らず之を慶吊し其慶吊せらるゝ情の切なること恰も近親に對
 するものゝ如し、一たび病故ある等のことを耳にせらるゝに當つては常に之を心頭
 にかけ苟くも機會あれば輒ち之を下問せらる時とむては予の記憶にすら全く之を
 止めず深く自ら先生の厚誼に愧づるが如きことなきにあらす其情誼の厚きこと實
 に斯くの如し諸氏既に道の上に於て先生の恩を荷ふこと少しと云ふべからず況ん
 や諸氏に對する私情の斯くの如く懇切なるに於てを嗚呼亦た誰れに向つて此恩
 を謝せん否々たり黄泉の下、千載、終に先生を見る能はず弟子三千、空しく血に泣く
 樹頭を紅をらしむ

男兒須らく公事に斃るべし身を獄事に委する者殊に此決心勇氣なかるべからずとは先生の常に予輩を叱勵するの箴言なり而して先生は實に之を躬行せり其銳意熱心、力を斯道に盡し孜孜汲々として職務に執掌せられたるの事實は何人も能く之を知る彼の燼くが如き炎、天を犯して地方の巡回をなし斬るが如き寒風を厭はずして長程の往復を怠らず家居、亦た必ず公事を課とす先生の健康を害するに至りたるもの豈に公務に精勵せられたることの過度なりしが爲めにあらざるなきを得んや予曾つて先生に對し、萬里の孤客病を得て如何に心細く感せらるゝことなるべきと慰問せしに先生忽ち之を否とし道を楽しんで職に盡くすの身、到る所我が郷國にあらざるはなく觸目する所のもの皆知己に非ざるはなし何んぞ卿が謂ふ如く心細き感を懷くが如きことあるべけんやと病苦の中、尙ほ此壯語あり又、予の先生を介護して横濱に到るときに當りてや車中、絶へず獄事を語り殊に談、國庫支辨のこと及びんで熱心、論述せらるゝ所あり病に可ならざるを恐れて之を止むれども終に肯んせず嗚呼先生は實に公務の爲めに其身を亡ぼしたり曾つて予輩を叱勵せられたる言を實行して永眠せられたり斯道の爲め殊に我國獄事改良の前途に當り此得難き所の良指

南車を失ふこと痛惜に堪えざるなり監獄事業改良の上、於て今日に至るまで既に先生の効勞の著るゝかりとことば勳章の恩賜を辱ふせられたる一事を以て由之を證するに足る先生にして若し尙ほ其健康を保全せられしことならんには斯の事業、改良の成績の顯著なりしこと夫れ果して如何んぞや先生も亦た更らに進んで大に爲す所あらんと欲するの志望を抱き未だ其大成を見るに遑まあらずして溘逝せらる嗚呼また哀哉

言はんと欲する所、徒らに多くして筆、之れに従はず強いて之を役せんと欲するが故に筆益々澁る前後錯綜、文を爲さず我れ豈に斯くの如き悲絶の文を草するの止むべからざる今日の事あるを想はんや斯くの如き拙劣の文、冀はくは予をして復た之を草するの止むべからざらむるなからんことを祈る終りに臨み尙ほ一言、警保局長の辭を借り來つて此文を結ばんと欲す曰く先生死するも其偉勳は永く我が監獄歴史の上に存すべしと是れ先生葬儀の當日、小松原氏が警保局長たる資格を以て獨逸總領事を訪問したるときセーバツハ先生を追吊せられたる所の言なりとす先生の靈をして希はくは此一言を聽くことを得せしめん月寒く風悲み満目の景物、一と

して凄然愁然たらざるはなく徒らに塵心をして自ら傷ましむ明かに知る此恨古人少れなるを天に在ます尊靈の偏へに此衷情を清鑒あらんことを祈る。●制裁ヲ論シ刑罰ノ目的ニ及フ

法學士 永井 久 滿 次 野 淵 義 孝

制裁トハ善惡ノ應報ヲ言フ則チ規則ヲ遵奉スル者ハ善報ヲ得規則ニ背反スル者ハ惡報ヲ蒙ムルヲ制裁トス而シテ制裁ノ種類ニ種々アリ流行ノ制裁輿論ノ制裁道德ノ制裁法律ノ制裁等はレナリ流行ノ制裁トハ何ソヤ流行ニ從フ者ハ交際場裏ニ於テ能ク其交際ヲ保持シ得ルモ流行ニ背キ時世ノ風潮ニ抗スル者ハ交際場裏ニ於テ人ノ嘲笑冷評擯斥ヲ免レヌ輿論ノ制裁トハ何ソヤ輿論ノ向背ヲ能ク知り輿論ニ向フ所ニ靡ク者ハ社會ニ於テ勢力ヲ得ルモ輿論ニ抵抗スル者ハ能ク其地位ヲ定メテルヲ得サルヘシ道德ノ制裁トハ何ソヤ道德ヲ守ル者ハ人ノ尊敬愛遇ヲ受クルモ不徳者ハ人ノ擯斥ヲ受ケ世ニ容レラルトコト能ハサルヘシ法律ノ制裁トハ何ソヤ法力ヲ以テ必ス背法者ニ蒙ラスル惡報ヲ言フ故ニ法律ノ制裁ハ惡報ニ止マリ善報ヲ以テセス是レ人ナシテ法律ニ背反スルコトナカラシムルニハ違法者ナシテ善報ヲ得セシムルヨリ背法者ニ蒙ラスニ惡報ヲ以テスルノ大ニ優ル所アルヲ以テナリ古來各國ノ法律ヲ閱スルニ未タ違法者ニ賞譽ヲ與フル等ノ制ヲ設ケタル邦國ナシ而シテ法律ノ制裁ニハ民事上ノ制裁及刑事上ノ制裁ノ區別アリ二者其性質作用目的ヲ異ニスル所アリ左ニ之ヲ論述スヘシ

法律ノ制裁ハ惡報ナルコトハ前陳ノ如シ而シテ各場合ニ於テ法律ハ如何ナル惡報ヲ蒙ラスヤチ擧スルハ蓋シ容易ノ業ニアラサルナリ殊ニ民事ニ於テハ然リトス例ヘハ不法ノ契約ヲ爲シタル者裁判所ニ於テ訴訟入費ノ支拂ヲモ命セラレザリシト假定セヨ此ノ場合ニ於テ不法ノ契約ヲ爲シタル者即チ法律規則ニ違反シタル者ハ如何ナル惡報ヲ蒙リタルヤ彼ノ有名ナル英國ノ法理學者オースケン氏ハ曰ク此ノ場合ニ於ケル惡報ハ契約ノ無効ナリト語ヲ換ヘテ之ヲ言ハ、時間勞力ノ徒費及契約者ノ失望ナリ民事上ノ制裁ハ被害者ノ追認承諾等ニ依リ之ヲ免ル、コトヲ得ヘシ單ニ無効契約ノ場合ニ於テハ稍其趣ヲ異ニセリ契約ハ法律ニ由リ最初ヨリ無効ニシテ對手人ノ意思ニ依リ之ヲ有効ト爲シ得サルモノト爲シ得ルモノトアリ對

手人ノ意思ニ依テ有効ト爲シ得ル契約ハ追認承諾ニ由リ之ヲ有効ト爲シ得ルモ法律上徹頭徹尾無効ノ契約ハ到底無効タルヲ免レヌ故ニ此場合ニ於ケル無効ノ制裁ハ稍刑事上ノ制裁ニ類スル所アリ刑事上ノ制裁ハ刑罰ナリ民事上ノ制裁ハ其目的トスル所被害者ヲ救済スルニアルモ刑事上ノ制裁ハ主トシテ社會ノ利益ヲ計ルヲ以テ其目的トス

刑罰ノ目的ニ付テハ古來學者ノ說一定セス區々タリト雖今之ヲ大別スレハ二大主義アルカ如シ刑罰ノ目的ハ刑罰ノ内ニ存シテ他ノ目的ヲ達スルカ爲メノ方法手段ニアラス刑罰ヲ施スハ正理ノ爲メナリトスルモノアリ之ヲ絕對主義ト云フ又刑罰ハ自立自存ノ目的アルモノニアラス或他ノ目的ヲ達センカ爲メノ方法手段タルニ過キスト爲スモノアリ之ヲ對立主義ト云フ絕對主義ヲ取ル者ハ曰ク刑罰ハ犯罪ノ反照ニシテ公正ノ爲メナリ善ハ善ヲ以テ之ニ報シ惡ハ惡ヲ以テ之ニ酬ユルハ自然ノ道理ニシテ刑罰權ノ作用ハ人生必有ノ理由ニ基ツキ其目的ハ刑罰ノ外ニ存セスト又對立主義ヲ取ル者ハ曰ク國家ハ人民ノ利益ヲ増進スル爲メニ設ケタルモノナリ故ニ國家刑罰權ノ如キモ人民ノ利益ヲ計ルヲ其目的トスヘシト而シテ此目的ヲ

達スル方法手段ニ至テハ諸說區々タリ恐喝主義ヲ取ル者アリ此主義ニ依レハ犯人ニ酷刑ヲ加ヘ他人ヲシテ犯罪ノ念ヲ絶タシメントス是レ中世最モ多ク行ハレタル主義ニシテ此ノ手段ニ由ラントスレハ刑罰ヲ嚴酷ニシ刑罰ヲ公行セサルヘカラス而シテ或犯罪ノ爲メ罪人ヲ罰スルニアラスシテ他人ノ爲メニ之ヲ罰シ人間ヲ物件視シタルモノト云フヘシ又制心主義ヲ取ル者アリ此ノ主義ニ依レハ刑罰ヲ執行シテ其苦痛ヲ以テ人ヲ恐喝スルニアラス刑名ヲ明カニシ人民ヲシテ刑罰ノ苦痛ヲ豫想セシメ犯罪ノ念慮ヲ絶止セシメントス此ノ主義ハ恐喝主義ノ稍發達シタルモノナリト雖未ダ以テ感服スルヲ得ス凡ソ意思ノ脅迫ハ到底行フ能ハサルコト、ス古來嚴刑ノ行ハレタルニ拘ラス犯罪人ノ多キヲ以テモ之ヲ知ルヘシ又犯罪ヲ爲スニハ刑罰ノ苦痛ト犯罪ヨリ受クル愉快トヲ比較熟慮シテ之ヲ爲スモノニアラス必ス逃亡隱遁ノ望ヲ以テ罪ヲ犯スモノナリ故ニ刑罰如何ニ嚴重ナリトモ意思ヲ脅迫スルコトヲ得ス又警戒主義ヲ取ル者アリ此ノ主義ニ依レハ人民ヲ豫メ警戒シテ注意ヲ喚起シ罪ヲ犯セハ刑罰ヲ受クルヲ良心ニ感セシメントス又民約主義ヲ取ル者アリ此ノ主義ニ依レハ社會ノ基礎ハ約束ニアリ社會ノ安全ヲ危クスル所爲ヲ爲セ

ハ違約ノ賠償トシテ刑罰ヲ受クヘキ默約アリトス又制止主義ヲ取ル者アリ此ノ主義ニ依レハ刑罰ヲ施シテ犯人ヲシテ再ヒ罪ヲ犯スノ念ヲ絶タシメントス是レ將來生スヘキ罪ノ爲メニ刑ヲ科スルナリ又歸正主義ヲ取ル者アリ刑ハ罪人ヲ改心セシメンカ爲メニ科スルモノトス則チ罪人ノ改心ノミヲ目的トシ社會安全ハ之ヲ度外視セリ以上述ヘタル所ノモノハ對立主義ノ目的ヲ達スル爲メニ主張スル方法ニシテ如斯諸説區々タリト雖其目的ハ俱ニ社會人民ノ利益ヲ計ルニアリ而シテ前陳ノ如ク刑罰ノ目的ニ付テハ絕對對立ノ一主義アリト雖之ヲ折衷シタル一主義アリ左ニ之ヲ舉示スヘシ

折衷主義ヲ取ル者ハ曰ク刑罰ノ目的ハ正理ト利益トノ二ニアリト則チ刑罰ノ目的ニハ二個アリ一ハ犯罪ノ意思ヲ消滅シ一ハ外形ニ現ハレタル罪惡ヲ消滅スルニアリ犯罪ノ意思ヲ消滅セント欲スレハ對立主義ニ由リ或ハ恐喝主義或ハ歸正主義ヲ以テセサルヘカラス而シテ外形ニ現ハレタル罪惡ヲ消滅セント欲スレハ絕對主義ニ由リ反坐應報ノ途ニ依ラサルヘカラス

以上略陳シタル如ク刑罰ノ目的ニ付テハ絕對對立及折衷ノ三大主義アリ然レモ予

ハ未タ其何レニモ服スルコトヲ得サルナリ抑絕對主義ニ於テ所謂正理トハ何ソヤ論者曰ク正理ハ人間生レナカラニシテ之ヲ知ル善ヲ善トシ惡ヲ惡トスルハ天賦ノ性質ナリト是レ生存競争及遺傳ノ理ヲ知ラサル者ノ說ナリ吾人カ正トシ邪トスル者ハ總テ生存競争ノ結果ナリ社會ノ生存ヲ害スルモノヲ惡トシ之ヲ害セサルモノヲ善トスルノ感念遺傳ニ依リテ繼續シ吾人ノ性質ノ如キ觀ヲ有スルニ至リタルモノトス又對立主義ヲ視ルニ未タ其一ヲ知テ二ヲ知ラサル者ノ說ナリトス再犯ノ念ヲ斷絶セシムルモ目的ノ一ナリ又犯罪ノ傾向アル者ヲシテ實行スルコト勿ラシムルモ目的ノ一ナリ又被害者ヲ救済スルモ均シク目的ノ一ナリ然ラハ此等ノ目的ハ悉ク獨立ノ目的ナルカト言ハンニ他ノ大目的ヲ達スル爲ノ關係目的ナルコトヲ知ラン後段ニ至テ尙明瞭スル所アルヘシ又折衷主義ハ正ト利ヲ以テ刑罰ノ目的トシ正ト利トチ別物視セリ然レモ正ト利トハ同物ニシテ之ヲ區別スルコトヲ得サルヘシ

近世進化主義ノ發達セシヨリ刑罰ノ目的モ亦此主義ニ依テ論スルモノアリ而シテ予ハ最モ之ニ同意ヲ表スルモノナリ故ニ之ヲ茲ニ論述スヘシ進化主義論者曰ク刑

法ハ蟲カ爪牙ヲ以テ其身ヲ保護スルカ如ク國家ヲ防禦スルノ具ナリト凡ソ萬物ハ悉ク皆生存競争ノ理ニ依テ支配セラル、ヲ免レヌ自存ニ堪ユルモノハ生存スルヲ得自存ノ力ナキモノハ自然ニ亡滅セサルヘカラス而シテ此自存ノ力アルモノ集合スレハ互ニ集合體ノ間ニ生存競争アリ又集合體ト其分子トノ間ニ生存競争アリ各集合體ノ防禦ノ具ハ兵備ニシテ集合體ノ其之ヲ組成スル分子ニ對スル防禦ノ具ハ刑法ナリ則チ刑罰ハ社會ノ一分子カ其社會ノ生存ヲ害スル行爲不行爲ヲ支配シ社會ノ存在ヲ安全ナラシムルモノナリ猶蟲カ爪牙ヲ有スルカ如シ故ニ刑罰ハ社會ノ自存ヲ目的トスヘシ古來學者カ正理ト唱ヘタルモノハ社會生存ニ最モ適シタル有様ヲ云ヒ近世ノ學者カ實利ト稱スルモノモ亦人類進化ニ適スルモノヲ云フ之ニ依テ是ヲ觀レハ以上列記シタル三大主義ハ俱ニ進化主義ノ一部分ニノミ注目シ其全般ヲ知ラサルモノト云ハサルヘカラス

雜錄

●德川時代司法警察一斑

●幕臣別木庄左衛門等徒黨

一件 (承前)

于時別木又曰く假令は吾先祖の敵在て一國一郡を領し縦へは天下の主共成て能く天下を治むる時其難を報せんとせん時其世を亂さんとする事もなかるべきや然る時は如何して其世を亂すべきやと申す某答て曰く然る時の術は不_レ思_レ寄_レ若し天下の上下に疑の心を付るより外は不_レ可_レ有_レ之と云別木又云く其疑は何として付けへき哉と云某か云ふ縦へは吾勢一二百人もあらは其城下四邊の町家百ヶ所にも宿をかり時刻を合せ一二百ヶ所より一度に火を放ちて焼立なば手あやまちとは思ふべからず如何様是は謀叛人在て

如_レ斯相計るにやと人々の心に疑ひ付て自然と變出來せんか然れば其世其君に恨み有る諸侯大夫に企_ニ謀叛_一或は一揆を起す者も有へし然る弊に乗して吾本意を達する儀も在ん哉と申處に別木潜に呶て曰く吾々今度徒黨を企て先づ増上寺の風上二三ヶ所より火を放ち焼立て彼等の財寶并に萬部の布施物の金銀を奪ひ取て先一味同心の輩に與へん次に老中火を消んと出られれば愛宕下邊四五ヶ所に待伏して鉄砲を以遠矢に打落さんと相談す連判の人数如_レ斯とて巻物一卷を開く誰々とは不_レ知_ニ三三百人の名を記し某にも判形すべき由を所望す某大に驚て申は是は不覺の事を宣ふ物哉定て是は吾心を引見んとの座典なるべし各々の法寸を以て如_レ此の御静謐の御代を亂さんとは石を抱て淵に入るが如し各不_レ見_レ給_一哉先年由井正雪無道の徒黨を企て忽に被_レ誅_レ散_レの上に耻を曝す遠からざる例也先車の覆へるは後車の誠なるへし相

構ひて無益の戯れ無詮と申けるに別木、林等口を揃て申けるは人に大事を語らせ同心なき事は奇怪也抑當世を亂す謀事を語りしは貴殿也然る上は徒黨の張本人は其方なれ吾々か爲すは棟梁也不可遁然る上は判形可仕合點にても不合點にても同類は遁るまじ判形せよと譴責す于時某申して曰く然れば兎も角も也判形の事は追て連判中の名をも見届け判形すべし今日用事有之由にて主人美作守より先刻より呼びに来るの間に急に出仕す心靜に披見して加判の儀可仕一兩日中に又持參あるべしと申て罷出たり其後三度程も參り候ひしかども留守と稱し其後は一度も對面不仕右の通一事も虚言不仕よしを申す伊豆守被申は別木唯今石橋か申處虚歟實歟と被尋庄右衛門の云く石橋か申處少も無相違次に卷物に大勢の名を詮したるは渠を同類に仕り判形可取術也全く同類に無之石橋判形は不仕候へども當世を可亂術の根本を申たりと云某の云見玉ふ如く客を請たり早速の披見難叶重て持參はあるべしとて返す別木が云然ば差置て可歸心靜に可有披見とて渡す仍請取玄關床の鞍筥の上に差置く別木が云是一大事身上安否の卷物也疎にし玉ふべからずと申て中一日を置て又來る下人に申付留守と稱して一卷を封の儘にて玄關床の鞍箱の上より取て別木に渡す伊豆守別木に被尋處に兵部申通り偽無之封の印少も不違然れども兩三日まで手前に差置候へば何とぞ封の不違術を構へ見たる事も候はん歟と申吟味により一味の内に書加へ候を長島刑部左衛門見て申上るなるべしと申す豊後守兵部に尋て云く汝は何故に其卷物をば披見せざるや兵部答て申す旨趣委細此内にあり披見して判形可仕と申す怪しく存する處に件の卷物を差置て飯る故試みに件の卷物を玄關の鞍箱の上に差置見るに別木が云此卷物は一大事身上安否の晝也疎にすべからずと申て飯る

るは石橋にて候へは是徒黨の張本人也と申す石橋か云其術を申たるは彼等か謀を不承以前の儀也全く同心にて申たるには非ずと申す豊後守の曰く石橋が申處少も不偽始終其詞に無相違事神妙なり但彼黨に同意なくば何ぞ早く右の趣を主人美作守に告ざるや隱密したる心は同意に無紛歟但訴人の名を耻るにや如斯は非訴人忠節人も縦へ同心なしといふ其徒黨の委細を聞ながら押隠して不申は尤同罪也其上汝は學者也是程の理に迷ふべき者にあらず汝が心に尋て其過を可知と宜ふは石橋雌伏して詞を不出

一山本兵部を召て伊豆守の云ふ兵部其方は今度別木等か徒黨の同類なるや兵部が云努々其企を不存或時別木、林、土岐三人某宿所に來り可對面の由を申す折節傍輩共を饗應するの間玄關に出合しに封の印を押たる卷物一卷懐中より出し此書を見て判形可仕と云某の云何事ぞやと問別木が云其意趣委細此内にあり

故に彌不思議に思ふて不披見二人に申付返し候と申豊後守重て宜く汝其れ程心付不審に思はや何ぞ件の書を持參し吾に見せざるやたとひ件の書は雖不爲見何ぞ右の子細を吾に告ざるや誠に不忠の至り罪科輕からず心付ながら披見せざるは是も同類に等しと被叱兵部面を低て雌伏す徒黨加判の連衆二三百人も候はん歟と石橋申たるに依て其人數を拷問して尋らるといへども白狀せず右書付は人を可勸爲の謀書也云々

一廿一日徒黨の輩罪科極て今日刑罰被仰付

- 別木庄左衛門 古主松平但馬守 派入本知二百石
 - 林 戸右衛門 古主眞田内記派 入彦右衛門弟
 - 藤江又十郎 古主金森左兵衛 派入前髪あり
 - 三宅 平六 古主北條出羽守 派入前髪あり
 - 土岐與左衛門 常主水野美作守 家人三百石領す
- 右六人は於淺草磔に被行右の内土岐は十七日

の晩死すと云へども鹽濱に仕置六人の人数にて張付也兩町奉行衆自分に組中を引率して彼場へ被罷出

養仙 松平市正法持人 是土岐與左衛門弟

加藤右馬助 與左衛門弟十一歳 是は訴人利部左衛門養子也 長島利部左衛門は城半左衛門家人なり

石橋又次郎 是は石橋源右衛門弟なり前髪あり

同兵部左衛門 石橋源右衛門子五歳也

右五人は同日淺草に於て首被刎

山本 兵部 阿部豊後守家人 二百石を領す

右の兵部は公儀御穿鑿の上申分相立豐後の守方へ被返下候得とも不忠の志を被怒同日麻布下屋敷にて切腹被申付

町田甚兵衛入道安齋 是は別木庄左衛門親なり 松平遠江守家人二百石を領す 自國參着次第斬罪の由

町田 兵庫 別木庄左衛門兄松平但馬守家來三百石を領す 自國參着次第斬罪の由

看守訓授試作 (承前)

門外漢稿

八 非常變災時ニ關スル心得

水火風震是レ之ヲ監獄ニ於ケルノ非常變災ト云フ所謂天變地災即チ是レナリ抑々變災ノ發スルヤ定時ナク急速ニ起リ不慮ニ生シ其激甚ナルニ當テハ忽チニシテ器物ヲ損シ人畜ヲ害シ爲メニ蒙ルノ危害ハ獨リ有形上ノ物體ニ止マラス延ヒテ監獄一般ノ靜謐ヲ破リ容易ナラサル騷擾ヲ醸生ス獄治上最モ恐レ且忌ムヘキノ現象ナリトス而シテ非常變災ニ際セハ先ツ之ヲ防禦シ之ヲ鎮制スル上ニ於テハ最モ力ヲ盡サスンハアルヘカラス然レモ時機ヲ失セス方法ヲ誤ラス能ク防禦鎮制ノ道ヲ盡シ以テ人畜器物等ヲ救護スルハ決シテ至易ノ業ニアラサルナリ戒護ノ局ニ當ル者ハ常ニ防禦救援ノ方法ヲ訓練講究シ直ニ變災ニ應ジ得ルノ準備且覺悟ナクンハアルヘカラサルコトナリ

藤江又兵衛 又十郎親金森長門守家人 自國參着次第斬罪

清傳 又十郎弟金森長門守領所の淨土坊主也 自國參着次第斬罪の由

右の輩親類縁者方々に雖有之御穿鑿の内は其主人々々に被召預其外は無ニ別儀して此一件落着せり

差押へたる賊の追放を禁シ (明暦元年六月十九日)

覺

さんちやく切又は小盗人有之刻捕候得共雜物取返し盗人は致追放候由連々相聞候間自今以後は盗人捕候は急度番所へめしつれまいるべく候自然奉公人等盗人をとらへ候刻番所へ罷出候事めいわくの由申者はことばりしだいに返し盗人に紛なきにおいては其町いそき請取めしつれまいるべく候若追ひにがし候よし後に知れ候は本人は不申及一町の者其時の品によつて可申付者也

凡ソ非常變災ノ際ニ在テハ人心激動シ周章狼狽シ易クシテ多ク其爲ス所ヲ失シ爲メニ時機ニ後レテ救護ノ道ヲ失フ事實ナシトセス又在監人中ニハ事アラソコトヲ望ム者多シ水火風震等ノ如キ非常變災アルニ當テハ之ニ乗シテ不規ヲ圖リ或ハ同房囚ヲ煽動シテ反獄暴舉ヲ企テ或ハ間隙ヲ偷ンテ竊カニ逃走ヲ謀ル等實ニ意外ノ異變ヲ見ルニ至ル故ニ戒護ノ任ニ當ル者ハ非常變災ニ際セハ茫然自失スルコトナク機敏以テ事ニ當リ沈着以テ事ヲ處シ時ニ臨ンテハ更ニ躊躇逡巡スルコトナク能ク機ヲ制シ變ニ應ジ戒護者タルノ責務ヲ表章スルヲ要ス自ラ周章狼狽紛擾シテ事ヲ不注意ニ失スルカ如キハ最モ戒慎セスンハアルヘカラサルナリ之ヲ要スルニ非常變災ノ場合ニ在テハ防禦鎮制スヘキハ勿論ナリト雖亦能ク戒護ヲ嚴密ニシ在監人ヲシテ毫モ乘セシムヘキノ間隙ヲ與ヘヌ又變災ヲ利用シ以テ不規ヲ圖リ得ルカ如キノ機會ヲ

與へサルノ注意ヲ施サ、ルヘカラサルナリ苟モ戒護ノ任ニ當ル者ハ深ク慎ミ且察セスンハアルヘカラサルナリ是ヲ以テ非常變災時ニ關スル心得ヲ獄務中ノ一要件ト爲ス所以ナルヘシ因テ非常變災時ノ心得ニ關スル事項中必要ナルモノヲ左ニ條記シテ當局者ノ參考ニ供セント欲ス

- 一、非常變災ノ場合ニ於テハ非番ト雖晝夜ニ拘ハラズ直ニ出署シ防禦鎮制方ニ從事スヘシ
- 二、非常變災ノ際監督ニ出頭セシトキハ先ツ中央看守所ニ參集シ上官ノ指揮ヲ待ツヘシ
- 三、監内ニ於テ出火非常事變ヲ聞知スルトキハ先ツ非常ノ合圖ヲナシ直ニ典獄若クハ看守長ニ急報スヘシ
- 四、非常變災ノ際ニ在テハ勤メテ周章狼狽セサル様注意シ在監人ヲシテ喧爭紛擾セサラシムル様嚴戒スヘシ

- 十、非常變災ノ際ハ石油ノ如キ火氣ヲ導キ易キモノ又ハ暴行等ノ用ニ供シ得ヘキ器具ハ速ニ之ヲ取片付ケ置クヘシ
- 十一、非常變災ノ際ニハ先ツ危險ニ迫ル所ノ在監人ヲシテ何時ニテモ出房セシメ得ルノ準備ヲ整ヘ置クコトニ注意スヘシ
- 十二、在監人ヲ立退カシムルニハ最モ直接ニ危險ニ迫リタル場所ニ在ル者ヨリ着手スルハ勿論ナリト雖就中先ツ病者ヲ移送シ歩行ニ堪ヘサル者アルトキハ看病夫ヲシテ負荷避災セシムヘシ
- 十三、監房ヨリ立退カシムル所ノ在監人ハ一旦之ヲ監獄構内ニテ危險ニ迫ラサル空地ニ移シ之カ戒護ヲ嚴密ニナシ以テ上官ノ指揮ヲ待ツヘシ
- 十四、在監人ヲ出房セシメ他ヘ立退カシムルトキハ腰繩又ハ手械ヲ施シ五人又ハ十人ヲ聯繫スヘシ但戒具ヲ施スヤ否ハ豫メ上官ノ指揮ヲ受クルヲ

五、非常變災ノ際ニハ必ス監房ノ鑰匙ヲ攜帶シ上官ヨリ開扉ノ指揮アラハ直ニ之ヲ行ヒ得ル様注意スヘシ

- 六、立番所ニ勤務中ノ者ハ急遽獨キ難キ場合ノ外ハ上官ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ濫リニ其場所ヲ離ルヘカラス
- 七、非常變災ノ際ニハ門衛ハ其管守スル所ノ門戸ヲ嚴鎖シ監獄署員又ハ應援ノ爲メ來監シタル警察官吏ノ外ハ上官ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ通過セシムヘカラス
- 八、上官ノ指揮ヲ受ケタル場所ニ在テハ專一ニ其勤務ニ從事シ更ニ上官ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ濫リニ他ヘ轉スヘカラス
- 九、非常變災ノ際ニハ先ツ在監人ノ身體ヲ救援スルコトニ注意シ又其逃走ヲ防制スルコトニ注意スヘシ

要ス

- 十五、消防事務ニ從事スヘキ者ハ直ニ消防器械置場ニ參集シ諸器械ノ準備ヲ整ヘ上官ノ指揮ヲ受ケ消防ニ從事スヘシ
- 十六、事務所又ハ看守所ヨリ出火スルトキハ先ツ書類簿冊ヲ取出スコトニ注意スヘシ
- 十七、鎮火ノ後ハ消防器械ヲ取纏メ洗拭掃除シ看守長ノ點檢ヲ受クヘシ

●囚徒の換玉 (別項彙報參看)

代言又は醫術其他學校入學試驗等に換玉を用ふる横着漢ありとは往々吾人の耳朵に觸るゝ所なるが換玉を遣つて神聖なる刑罰の執行を欺騙するものあるへしとは實に思ひも寄らぬこと謂ふへし、監獄の真相を辨へざる者夫れ或は多數の囚人を管束する其中には斯くの如き出來事の生ぜざるにも限らざるべしと

チ暗マストアリトスルモ誓文チ回顧スレハ真心既ニ
 慚愧ノ萌芽チ生シ爲メニ失明チ攪破シテ前ノ正理ニ
 歸リ惡ニ傾キシ意念ハ純良正確ナル忠直ノ志ニ變ス
 ルモノナリ故ニ宣誓ノ儀式ハ可成嚴正ニスヘシ嚴正
 ナラサレハ真心ニ銘スルコトモ自然薄弱ナルノ憂ア
 リ

此規則ハ内務大臣ヨリ各地方官警視總監北海道廳長
 官ニ訓令セラレタルモノニシテ直接ニ巡查志願者ニ
 令セラレタルモノニアラス然レトモ官報ヲ以テ公達
 セシモノナルカ故ニ縱令其地方ノ縣令告示等ニ漏レ
 タルモノアリトスルモ決シテ其地方ニ於テ自擅ニ改
 易シ得ラルヘキモノニアラサハチ以テ本訓令ノ規則
 條項ニ掲出シアルモノハ總テ採用ノ上ニ缺路セラル
 ルコトナシト信シテ可ナリ

第一條 巡查ハ必試験ノ上採用スヘキモノトス但巡查精勤證書チ有ス

試験シテ其合格シタル者ニアラサレバ採用スルコト
 ナ許サ、ルナリ其證據ハ但書ニ據テ明白ナリトス但
 書ニ曰巡查精勤證書チ有スル者ハ此限ニアラスト之
 チ反言セハ巡查タランコトチ志願スル者アルトキハ
 巡查精勤證書チ有スル者ノ外試験チ經テ合格シタル
 者ニアラサレハ採用セスト云フノ義ナルコトハ疑モ
 ナキ文言ナリ故ニ志願者ノ前身ハ警部ナリシニモセ
 ヲ憲兵ナリシニモセヨ又警察事務上如何ニ經驗アル
 ニモセヨ巡查ノ職チ數年ノ久シキ奉務セシニモセヨ
 巡查精勤證書チ所持スルニアラサレハ總テ試験チ受
 ケサルチ得ス

然ハ則陸軍現役滿期ノ下士ハ如何本則ノ明文及上來
 解説ノ旨趣ニ依レハ無論試験チ要スルモノハ如シ果
 シテ然ハ明治二十二年七月内務省訓令第三十號ハ死
 滅セシ乎其文ニ曰陸軍現役滿期下士ニシテ巡查志願
 ノ者ハ學術試験チ要セス採用スルコトチ得ト此訓令

ル者ハ此限ニアラスト

巡查ハ試験ノ上ニアラサレハ採用セサルハ從來ノ慣
 例ニシテ新ニ本則ニ於テ規定セラル、チ待タサルナ
 リ然レトモ玆ニ此條中ニ含蓄スル所ノモノチ表明シ
 テ幾多文外ノ意義チ敷衍シ以テ從來慣用セシモノト
 自ラ相異ナル所以チ解説スベシ

其意義ノ異ナル點チ舉クレハ從前ノ條文モ本則ノ條
 文モ文學ニ於テハ毫モ異ナル所ナシ然レドモ從前ハ
 本則ノ但書ナシ此但書ナキチ以テ必試験ノ上ト規セ
 ラレタル文意ニ重キチ置カス唯新ニ巡查トナル者ニ
 向テノ必試験チ要シ其會テ巡查タリシモノ警部若
 クハ他ノ判任官タリシ者看守タリシ者上等兵タリシ
 者憲兵タリシ者數員授業生タリシ者等ハ往々試験チ
 要セスシテ採用セシコトナキニアラズ然ルモ本則ニ
 ハ必ノ字ニ重キチ置キ志願者ハ如何ナル職業ニ在リ
 シ者ニテモ其官職ノ如何ナル種類ナリシチ問ハズ必

ハ採用規則ノ訓令ニ先立ツコト二年餘ナリ後發ノ規
 則ハ先發ノ規則チ羈束スルハ一般ノ原理ナレハ此第
 一條ノ必試験ノ上採用スヘキ取除ケノ精勤證書チ有
 スル者ノ外ハ試験チ要セスシテ採用スルコトチ得サ
 ルベキナリ然ルトキハ僅々二ケ年ノ星霜チ經ル間ニ
 陸軍下士ノ學術劣下シテ巡查タル資格チ失フタルノ
 感チ生シ下士其人ニ不快ノ念チ起サシムルノ嫌アル
 チ免レサルベシ說アラバ之チ聞カントハ某氏ノ詰問
 ナリ記者モ一時ハ驚キシモ靜思熟考シテ其然ラサル
 チ覺知セリ成程後發ノ法令ハ能ク先發ノ法令チ羈束
 スルト雖本則ノ如キハ社會カ遵奉スヘキ規則ニアラ
 ス主務大臣ニ於テ一定ノ標準チ建テタルニ外ナラサ
 レハ彼ノ原則チ以テ推理スルチ得ス若シ主務大臣ニ
 於テ訓令モ尙生存スト云ヘハ其レ迄ナリ

廿二年内務省訓令第三十號ノ生死ニ付テハ一般ニ疑
 團アルチ免レス是等ノ疑團チ解釋スルハ本會ノ本分

ナレハ記者ハ其筋ノ主務ニ就テ之ヲ質シタルニ決シテ死滅セズ彼ノ訓令第三十號ハ此採用規則ノ外ニ獨立シ該規則ト與ニ併行ハルベキモノナリトノ答ヲ得タリ是レ則前項ニ於テ述ヘタル如ク後發ノ法令ノ爲メニ先發ノ法令ヲ羈束スルノ例外ナリトセシ所以ニシテ主務大臣ノ定ムル所ニ任シ明ニ容喙スルヲ許ササルモノトス

陸軍現役滿期ノ下士ハ學術試驗ヲ要セス巡查ニ採用スルコトヲ得ルハ前項ノ註解ニテ明確ナリトス然レトモ學術以外ノ試驗檢定ハ之ヲ缺キ得サルナリ其他採用上ニ必要ナル條件ハ都テ之ヲ行ヒ得ルハ言ヲ待タズ又此滿期下士ニテモ學術ノ試驗ヲ爲スコトヲ得サルニアラス地方官ニ於テ必要ト見認メタル場合ニ於テハ無論之ヲ爲シ得ルナリ何トナレハ訓令第三十號ハ採用スルコトヲ得トアリテ採用スヘシトナシ故ニ必試驗ヲ要セス採用セヨトノ旨意ニアラサルコト

チ了知スヘシ之ニ反シ巡查精勤證書ヲ所持スル者ハ試驗ヲ行フヘキモノニアラサルコトヲ示ス即チ巡查精勤證書ヲ有スル者ハ此限ニ在ラスト是レ試驗スルヲ以テ反則トスルコトヲ示シタルナリ (未完)

●警察禮式註解 (承前)

第一條 警察官吏ニシテ定制ノ服裝ヲ爲シタルトキハ本式ニ依リ禮式ヲ行フモノトス

警察官吏トハ警視總監警視警部長警部巡查ヲ云フ定制ノ服裝トハ昨廿三年八月內務省訓令第廿七號警察官及消防官規則ニ定メラレタル服裝ヲ云フ此定制ノ服裝ヲ爲シタルトキトアル故ニ是レ則行禮者ヲ規制シタルモノニシテ受禮者ノ服裝及官位ノ如何ニ關セサルコトハ明ナリ

本條ニハ唯警察官吏トノミアリテ警視廳消防官吏ノ

コトニ及ハサルハ如何ナル理由アルカト云フニ他ナシ本式ノ基礎ハ警察官吏ニアリテ一小部分ノ消防官吏ヲ包括スルヲ好マサルカ故ナリ然レトモ消防官吏モ亦警察官吏ノ支族ナレハ末條ニ於テ尙本式ニ依リ禮式ヲ行フヘキコトヲ示サレタリ

今皇宮警察官禮式及陸軍禮式ヲ採リ來テ本式ト比照スルモ敢テ徒示ニアラス却テ參考ノ一助トナルコトモヤアラント各條下ニ之ヲ掲出ス

(皇宮警察) 第一條 皇宮警察官吏定制ノ服裝ヲシタルハ以下各條ニ從ヒ禮式ヲ行フヘシ

「陸軍」 第二條 禮式ハ人ニ對シテ行フニアラス其官職ニ對シ行フモノナレハ受禮者ハ毫モ之ヲ宥恕ス可ラス

第二條 本禮式中上官ト稱スルハ巡查

ノ警部以上警部ノ警視警部長以上警視警部長ノ警視總監北海道廳長官府縣知事ニ於ケルヲ云フ但署員ノ其署長ニ於ケル亦同シ

此條ハ下條ニ於テ上官ト云ヘル文字ノ多クアルヲ以テ其上官ト稱スルハ如何ナルモノヲ指シタルカヲ明ニスル爲メニ茲ニ其説明ヲ與ヘタルナリ此條中何々ノ何々以上トアル一階級コトニ其上官ヲ示シタルヲレトモ而モ巡查ヨリスレハ警視總監府縣知事ハ皆上官タルハ言ヲ待サルナリ

訓令第十五號ハ東京府ニモ亦之ヲ達セラレタリ開ハ應府縣トシ鐵道廳ヲ除クトアルニテ知ルヘキナリ讀者請フ之ヲ恠ム勿レ東京府管下小笠原島ニハ警視廳ニ屬セサル獨立ノ警察アリ東京府知事ノ監督ノ下ニ島司ヘ委任セシ事務ニシテ島司ハ恰モ警部長及警部ノ職ヲ掌リ巡查之ニ隸屬シテ島司ノ指揮ノ下ニ服從ス故ニ本禮式モ東京府ニ達セラレタルナリ十九年內務省令第十八號ハ東京府ヲ除キタレハ東京府知事ニ對シテハ敬禮ヲスルノ必要ナカリシガ本訓令ニハ他府縣ト同様ニ爲セシチ以テ本條ノ府縣知事ト云ヘル

中ニハ東京府知事モ包含シアルコトヲ失念スヘカラス
 訓令ノ本文ニハ北海道長官トアルヲ茲ニハ殊更ニ北海道廳長官ト書シタリ斯ク隨意ニ廳ノ字ヲ加ヘタルハ聊借上ノ嫌ナキニアラサレトモ訓令ハ適シ此文字ヲ誤脱シタルモノニシテ深ク咎ムヘカラス今記者ノ分限トシテ猥ニ廳ノ字ヲ加フ妄トヤ言ハン狂トヤ言ハント詰責スル人モアランカナレトモ北海道廳長官トハ官制ノ定ムル所ニシテ固定文字ナリ訓令適シ之ヲ誤脱セシトテ長ク其誤ヲ傳フヘケンヤ
 署員ノ其署長ニ於ケル亦上官ノ例ニ據ル然ハ則巡査ノ巡査部長ニ於ケルハ如何此間ハ必起ルヘキ間ニシテ多方ニ疑團ヲ抱カルヘシ廿三年四月内務省訓令第十六號ヲ看ヨ巡査部長ハ巡査ノ上班トシ警部補ニ亞クノ待遇ヲ受クヘキモノトストアリ故ニ今日ト雖猶巡査ノ上班タルヲ免レス而シテ警部ニ亞クノ待遇ヲ

受クルモノナレハ取モ直サス警部ト同格ニシテ普通巡査ヨリ見ルトキハ上官タルコト勿論ナリ本條ニ於テ巡査部長ニ對スル規定ナキハ決シテ脱漏ニアラスシテ故ラニ之ヲ掲ケサルナリ其掲ケサル所以ハ昨年訓令第十六號ニ示ス如ク警部ニ亞クノ待遇ヲ受クヘキモノニシテ普通巡査ヨリ敬禮ヲ施ス場合ニハ警部同様ニ爲スヘキコト明ナレハナリ記者ニ於テハ此見解ヲ以テ萬誤ナキモノト信シタレトモ其關係スル所大ナレハ一應之ヲ其筋ニ質シタルニ此見解ノ正鵠ヲ得タルコトヲ確答セラレタルハ讀者諸君請フ雜誌記者ノ私見トシテ拋棄スルコトナク當然之ニ依遵セラレンコトヲ望ム
 尙一事ノ記スヘキアリ他ニアラス警視廳ノ消防官吏ニ對スル警察官吏ノ敬禮是レナリ消防官吏ノ敬禮ハ末條ニ於テ規定アレトモ消防官吏相互ノ敬禮ニシテ警察官吏ト相互ノ敬禮一般官吏ニ對スル敬禮即チ府

縣知事等ニ對スル敬禮ノ規定ナシ然レトモ消防官吏トテ警察部内ノモノナレハ本條ノ規定ニ從ヒ巡査ハ消防官ニ向テ消防機關士附屬ハ警部ニ向テ敬禮スルハ勿論ノ事ナリトス
 本條ニ對比スヘキ皇宮警察ノ禮式條項ナシ故ニ單ニ陸軍ノモノノミヲ掲出ス
 (陸軍) 第三條 本禮式中軍人ト稱スルハ將校并ニ相當官進士官下士兵卒及雜卒諸職工ヲ云ヒ上官ト稱スルハ階級ノ上ナル者ヲ云ヒ軍隊ト稱スルハ分隊以上ノ武裝セル建制部隊ヲ云ヒ(制註略ス)隊長ト稱スルハ其軍隊ノ大小ヲ論セス之ヲ引卒スル者ヲ云フ

可ク敬禮ヲ行フヘシ
 定制ノ服裝ヲナシタル者ハ其官職ヲ表明スルヲ以テ之ニ對シ敬禮ヲ行フハ正則ノ敬禮ナラサルヘカラス然レトモ敬禮ハ元ト吾敬意ヲ彼ニ致スモノナレハ苟モ官職ノ受禮者ニ適當ナル人ニ對シテハ其敬意ヲ致スコト勿論ナリトス故ニ曰單獨ノ禮式ハ服裝ノ如何ニ拘ハラス云々ト然リ而シテ其成ル可ク敬禮ヲ行フヘシトアルハ定制ノ服裝ヲ爲シタル者ニ對シテハ必禮式ヲ行フヘキヲ以テ定制ノ服裝ニアラサル者ニハ必ト云ハス唯成可ク之ヲ缺カヌ様注意ヲ喚起シ敬禮ヲ忽諾ニセサルコトヲ明ニセシナリ

第三條 禮式ハ定制ノ服裝ヲナセシ人ニ行フヲ正例トス然レトモ單獨ノ禮式ハ服裝ノ如何ニ拘ハラス上官タルコトヲ認知シタルトキハ成可ク之ヲ行フヘシ
 大禮服又ハ制服ヲ着シ勳章ヲ佩用シタル者ニハ其官職ノ如何ヲ問ハス成

第二項ハ讀法ニ依テ其意味ヲ異ニス故ニ茲ニ讀法ヲ明ニシテ以テ疑ヲ解クヘシ乃チ大禮服又ハ制服ヲ着シ勳章ヲ佩用シタル者トアル此大禮服又ハ制服トノ語ヲ斷ツコトナク一句トシテ讀下スルヲ法トス語ヲ換テ之ヲ言ヘハ大禮服ヲ着シ勳章ヲ佩シタル者又ハ

制服ヲ着シ勳章ヲ佩用シタル者ト讀ムヘキヲトス
 故ニ此第二項ノ場合ニ於テ行禮者ハ單ニ勳章ニ對シ
 テ禮式ヲ行フニアラス勳章ヲ佩用シタルモ大禮服カ
 又ハ制服カ着シ居ラサレハ禮式ヲ行ハサルモ妨ケ
 ナク否禮式ヲ行フヲ要セサルナリ陸軍禮式步哨ノ敬
 禮第四十五條ノ規定ト本條トハ自ラ殊異アルモノト
 ス彼ハ着服ノ如何ヲ問ハス唯勳章佩用者ナルトキハ
 之ニ敬禮ヲ施シ是ハ着服ニ依テ行禮ト否トノ區分ア
 ルナリ
 本條既ニ大禮服ト規定セリ故ニ通常禮服「フロッツク
 コート」ヲ着用シテ勳章ヲ掛ケタレハトテ之ニ禮式
 ヲ行フヘカラス又制服トハ警察官消防官ノ正衣常衣
 陸海軍ノ正衣常衣其他皇宮警察官林務官監獄看守長
 ノ如キ制服ノ定アルモノヲ指稱セタルモノニシテ其
 正裝禮裝常裝ノ區分ヲ要セス孰レノ服裝ニテモ其制
 服ニ勳章ヲ佩用セタルトキハ總テ禮式ヲ行フヘキモ

ノトス
 本條ニ掲ケタル所ノ勳章トハ旭日章瑞寶章從軍章等帝
 國政府ノ勳章ニシテ紀念章及外國ノ勳章ハ包含セサ
 ルナリ行禮者宜シク注意シテ外國ノ勳章ニ對シ行禮
 スルカ如キ誤チ爲スコト勿レ
 此條ニ對照スヘキ皇宮警察ノ禮式ナシ陸軍禮式ノミ
 チ掲出ス
 (陸軍) 第五條 敬禮ハ定制ノ服裝ヲ着セシムニ行フ正倒トス
 然レ軍人單獨ノ敬禮ハ面識アル人ニ對シテハ其着服ノ如何ヲ論
 セス成ル可ク之ヲ行フ可シ
 第四十五條 步哨ハ衛戍ノ步哨ナルト其他ノ步哨ナルトニ論ナク
 兩陛下及左ニ列祀スルモノニ對シ敬禮ヲ行フ可シ
 一 太上天皇皇太后陛下皇太子皇太子妃殿下皇族并外國ノ皇帝皇
 后陛下皇族
 一 軍旗
 一 陸軍大臣參軍監軍及將官上長官
 一 大勳位ヨリ勳三等ニ至ル各種(寶冠章ヲ除ク以下同)勳章佩
 用者
 一 士官

一勳四等ヨリ勳六等ニ至ル各種勳章佩用者

一 下士

一勳七等及勳八等ノ各種勳章佩用者

第四十八條 步哨ノ敬禮ハ飛問ニアラサレハ行ハサルノ定規ナリ
 ト雖モ其尊敬スヘキ人ニ對シテハ受禮者タルヲ識別スレハ勉テ敬
 禮ヲ行フ可シ但將校タルヲ認知スルモ其階級ヲ識別シ能ハサル并
 ハ肩銃或ハ肩槍ノ敬禮ヲ行フモノトス
 第四十九條

第四項ハ帶勳者ニシテ其勳章ニ對スル敬禮ト官職ニ對スル敬禮
 ト相等シカラサルモノニ對シテハ其重ニ從テ敬禮ヲ行フ可シ
 第五項 帶勳者ノ略綬ヲ佩用スル者ニ對シテハ執銃或ハ執槍ノ
 禮儀勢ヲ正シ敬禮ヲ行フ可シ (未完)

●警察巡閱規則註解 (承前)

十八 衛生警察殊ニ傳染病撲滅ノ方法及衛生ニ關

スル諸般ノ取締

衛生警察ト云フテ特殊ノ警察法アルニアラス多方多
 種ノ警察事務上事ノ衛生ニ屬スルモノヲ稱シテ衛生

警察トハ名ケヌナリ斯ク廣漠ナル名稱ニ就テ查閱ス
 ルコトハ随分困難ナルヲ以テ殊ニ傳染病撲滅ノ方法
 トヲ受ケテ廣漠ナル衛生警察ニ就テ悉ク之ヲ查閱ス
 ルニアラス衛生警察上殊ニ傳染病撲滅ノ方法ニ就テ
 查閱スヘキコトヲ示ス
 傳染病トハ普通ニ稱道スル所ノ六種傳染病ヲ云フ近
 來學者ノ論定スル所ニ依レハ傳染病ノ種類豈六七ノ
 モノニ止ランヤ微毒癩病肺結核ノ如キハ最著名ナル
 傳染病ニシテ其他尙數多ノ疾病アレトモ本項ニ掲ケ
 ルモノハ重モニ六種傳染病即チ明治十三年七月布告
 第三十四號傳染病豫防規則ニ云フ所ノ虎列刺、腸窒
 扶私、赤痢、實布埒利亞、發疹室扶私及痘瘡ヲ稱ス
 ルナリ故ニ巡閱官ニ於テ查閱ヲ遂クル場合ニ於テハ
 重モニ此六種ノ傳染病ニ就テ查閱スヘキモノトス而
 シテ其撲滅ノ方法ハ諸學者ノ說時々ノ發明等アリテ
 一定不變ノ方法ハ未ダ確立セサレトモ先ツ第一ニ傳

染病豫防規則及明治十八年九月内務省甲第三十一號達ニ據リ尙實地ノ狀況土地ノ模様等ニ因テ斟酌シ其地方ニ於テ講定セシ方法ヲ總括ス規則ニ規定スル所ノ撲滅ノ方法ハ一般ニ用井得ヘキ概括ノ方法ニ掲出スル迄ニシテ實地施行ノ場合ニ際シテ往々不行届ノ事アリ又ハ不注意ニ依テ十分ノ消毒法ヲ缺略スル等隨分多數ノ缺點アルヲ免レス

凡ソ傳染病ト稱スルモノ其種類甚多シト雖流行性傳染病ノ一旦萌芽ヲ發動シテ蔓延ノ勢ヲ助ケ其熾ナルニ迫ラテハ救済治療ノ法モ治ク及ヒ難ク竟ニ猖獗ヲ縱ニシ慘酷ヲ極ムルニ至ル然ルニ豫防法ヲ守ルコト嚴ナレハ其病害ヲ未熾ニ防遏スヘク消毒法ヲ行フコト密ナレハ各種ノ病毒ヲ撲滅消盡スルヲ得ヘシ消毒法ハ即チ豫防法ノ一種ニシテ其効驗殊ニ確實ナルモノナリ其豫防ノ方法モ六種傳染病各種ノ病症ニ從ヒ其趣チ異ニスト雖病毒ノ萌動及蔓延ノ基因ヲ除却ス

右ノ外清潔法施行、飲料水ノ清淨ヲ保護スルコト、塵芥ノ堆積ヲ除去スルコト等ハ衛生ニ關スル取締ノ要領ナリ衛生ノ事タル之ヲ注意以外ニ拋擲スレハトテ格別著シキ害毒ナク又小心慎重ニ之ヲ行ヘハトテ特殊ノ効驗アルニアラザルヲ以テ往々机上ノ空談トシテ顧ザルモノ多シ然レドモ衛生ナル事項ハ一人一個ノ疾病ヲ治療スルカ如キ局部ノ事ニアラスシテ事皆公衆ノ健康ニ關スルモノナリ故ニ一人ノ之ヲ缺クアレハ終ニ數人ニ及ホシ延テ公衆ノ健康ヲ害スルニ至ルモノナレバ此取締ヲ緩慢ニ付スルトキハ不測ノ患害ヲ流スコトアリ彼ノ地方病ナルモノハ風土ノ關係ニ因テ發スル疾病ナレドモ其根本ハ衛生法ノ普及セザルニ依ラスンハアラサルナリ各地方ニ於テハ衛生上ニ屬スル各種ノ規則ヲ設ケテ之ガ取締ヲ忽カセニセスト雖執行官ニ於テ之ヲ緩慢ニ付スル片ハ規則モ死法ニ屬シテ其効チ收ムルコト能ハザルナリ巡閱

ヘキ清潔法、人體中有スル所ノ感受性ヲ排スヘキ攝生法、病毒傳播ノ媒介ヲ隔離スヘキ隔離法、傳染病毒ヲ消滅スヘキ消毒法ヲ行フヲ以テ傳染病豫防病毒撲滅ノ方法トナスヘキナリ而シテ巡閱官ハ清潔法、攝生法、隔離法、消毒法ノ施行ニ關スル方法及心得等ニ就キ査閲シ兼テ缺點ニ對シテハ相當ノ訓戒ヲ下スヘシ

衛生ニ關スル諸般ノ取締トハ實ニ及ブ所廣濶ニシテ一々此ニ揭示スルコト能ハザルナリ然レトモ其大要ヲ掲クレハ溝渠廁園ノ浚渫汲採、井戸飲料水ノ撲定、店頭販賣ノ飲食物、腐敗未熟ノ果實、販賣、有毒顔料ノ使用ヲ禁遏スルコト、未痘兒ニ種痘ヲ勸諭スルコト、種痘規則ニ依リ出生後滿一年以内ニ種痘シ不善感ノ者ニハ更ニ一週年内ニ再三種痘ヲ爲サシメ善感後ト雖五年乃至七年ニ再種痘ヲ行ヒ再種後尙五年乃至七年ニ三種痘ヲ爲サシムベシ

(未完)

雜報

●巡查看守の賢所參拜

賢所參拜は紀元節新嘗祭春秋兩季皇靈祭等の節に於て之を許され判任官以上及判任待遇の輩は通常禮服を着して行けば參拜するとを得るは從來の慣例なり巡查看守は過般判任待遇の榮譽を得られたれば各自の制服を着用して行くなれば賢所參拜を得へし巡查看守の諸君中此榮譽を付與せられ新嘗祭の日賢所參拜の實を踏みし人幾人かある

●巡查看守の辭令式

巡查看守は判任の待遇となれり之に交付する辭令式を定むるハ無益の業にもあらざるへし聞く所に據れば主務局に於ては夙に之を定めて各府縣へ通知せりど左もあるへきなりその書式は大略左の如くなるよし即ち

一何府縣巡査(看守)ヲ命ス

何 某

明治何年 何月何日

此の印判は普通判任官の辭令に押捺する印判にして府縣印なり此印あるか故に別に府縣名を末尾に書せず此印判は明治の治の字を外れ何年の數字の上に出てもなるよし通知には年の字の下に印頭ありし由なれども元ト捺印法は一定の法あるを以て殊に注意を缺き淨寫の際誤りしを其儘各府縣に送附せしを以て府縣に於ては或は疑を抱くあり或は巡查看守は特に之を下けて押捺すへきものと心得らるゝ向もありとか聞けり前陳の如く全く淨寫の際誤りしものにして其捺印の位置は一般判任官の辭令に異なるとなき趣なり

●演說中止に就ての注意

政談演說其の他集會場に臨監するには夫々心得あるべきこと勿論なれども中に就き辯士の演說を中止するには最も厚く意を用ひざるへからざるなり近頃新聞紙の報道する所に依れば一日某縣下某地に政談集會の催ありしに其の辯士は「某知事の榮轉を望む」といふ演題にて演說中「某知事は縣民を騙着するもの

の發言中不穩の文句あるときは臨監警察官は之に注意して曰く只今の演述は能く聞取ること能はざりし今一應述へられんことを乞ふと是に於て辯士は其の忌諱に觸れたるを悟り言語を穩らげ論鋒を他に轉ずと機智頓才能く事を美妙に收結せしむ警察官には斯の注意ありたきことなり某縣下の出來事は予輩其の虚妄なるを確信す、又若し全く虚妄ならずとするも予輩は其の事實に違ふものあるを確信す、臨監警部は詰問めきたる問を發したるにあらざるか新聞紙は即ち之を誇張して報道したるものなるやも知るへからず、將た又新聞紙は有の儘を報道したりとするも臨監警部は其外國警察官を學び深切心を以て辯士の注意を喚起したるものなるへし、予輩は敢て此の報道に就て云々するにあらす然れども釐毫の差能く千里の遠きを致す、言語は殊に慎重を要す、中止を命するか如き場合に際しては宜しく沈重自ら持し謹慎か上にも謹慎を加ふへしどの忠言を呈せんと欲する而已

●囚人の刑期計算

は最も慎重を要し決して輕忽視すへからざるものたるは敢て贅言を俟たさることなるに如何なる故にや

なり」と云ふや否や臨監警部は「瞞着とは何事ぞ」と曰く「瞞着とは御如才なきの謂なり」と警部は更らに聲を勵して曰く「瞞着豈に斯の如き意義あらんや當場の發起人は即ち辯士なるを以て演說は之を中止し集會は解散を命す」と集會乃ち止むと此の報道には恐らく誤傳のるへし否な必定誤傳なるを確信す併ながら演說の中止に就きては輒もすれば警察官と辯士との間に口論を起し遂には葛藤を生ずることあるは是迄屢々予輩の耳朵に達する所なり戒めずんばあるへからず今假りに新聞紙の報道を以て事實なりとせば予輩一片の婆心は一言を贅して臨監警察官たるもの注意を求めざるを得ず瞞着云々は果して中止の價値ありしや否やは暫く措き「瞞着とは何事ぞ」と詰問らしく問ひ掛ければこそ辯士も嘲弄的に解明を爲したるなるへし所謂「賣詞」に「買ひ詞」の類なり「瞞着豈に斯の如き意義あらんや」と云ふに至りては恰も警部と辯士との間に討論を開きたるものにて即ち警部の一言は演說會を變して討論會と爲せるものと謂ふへし斯の如きは決して妥當の處置と云ふへからざるなり元の警保局長清浦奎吾君嘗て政談某會に臨監せる老練なる外國警察官の一佳話を叙して曰く辯士

近來は往々刑期の計算を誤り又は誤寫のため刑期満るも尙ほ之を拘禁し又は満期に先たちて解放し爲めに懲戒處分を受けらるゝの典獄あり屢々官報紙上に散見す如此過誤あるは所謂猿も木から落ち弘法も筆の誤りと云ふか如き次第なるへけれどもそも刑期の計算は獄治上最も大切なる要務なれば之か主任者たる者は別して注意の上にも注意を加ふること、且典獄は尙ほ之を精査し誤算誤記のために懲戒處分記事を官報紙上より一掃し去る様注意あらんことを望む

●典獄の提灯

廳府縣典獄の提灯は特殊の設定なく夜間監獄の内外を巡視するに當り提灯を携帯するの必要あるにも拘はらず從來判任官同様のものを使用することに相成り居りしも曩きに典獄の地位を高等官に進められたるを以て提灯の徽章も一般委任官同様のものを用ひへきことに相成りたる由其筋よりは已に或向へ回答せられたることもありし趣なり

●不納若くは不足税の郵便信書

在監人へ送り來る信書中には往々不納若くは不足税のものあり之が受否に就ては當局者間疑惑を抱く向掛からず中には受信在監人に於て其不納又は不足税

を仕拂ひ得るも之を受付すへからざるものどなし又一説には受信人に於て不納又は不足税なるを甘諾自辨する上は受付するを以て當然とす然るに別に明文なきを以て其筋へ問合せたるに本文の如き場合には先の一應受信人に其受否を問糺し不足税又は未納を自辨しても受取りたしと申出るに於ては之を受取り若し外役のため假監に派遣しある者に對しては該假監へ配達を指示し同所に於て受信人に問糺さしめたる上其受否を定め又日々往復し得る外役なれば歸監の時刻を郵便配達人に告知し更に同時刻に配達せしめ本人に問糺したる上にて其受否を定むるこそ穩當なるへしとの示諭ありたり

●監獄警教誨師看守等の席次

は俸給額に依り俸給同額なるときは拜命の日拜命同日なるときは筆頭順に依り女監取締其外傭員に於ても同様右に準據して其席次を定めることになりたるよし尤監獄警教誨師は高尚なる名譽の職務を司るものなれば之を尊重するは當然のことなるにより實際席次を定むるときに當ては看守の下席に就かしめざる様注意あらまほしきことなり

●炭坑内瓦斯の暴發

去る九月八日午前九時三十分北海道内幌炭山坑内暴發し出役囚の内一時氣絶せしもの二名死亡せし者十名なり氣絶せし者は追々快癒に赴きたる由今其原因と云ふ所を聞くに前日即ち九月七日夜出役囚の中温氣を取らんかため木屑等を取集め少し點火したる處圖らずも側にありたる留木に燃へ移りたるを以て専ら消防に盡力中毒烟を呼吸し煩悶する者ある折柄當日即ち九月八日交代の囚人發火したるを知らず探炭場に入坑せり然るに毒烟坑内に充満したるにつき辛ふして漸く出坑せしも其炭酸中毒最も甚たくして窒息の儘終に死亡せしなりと右に付一時扇風器の運轉を停止し發火の場所は總て坑口を密塞する等消防には最も手を盡されたる趣なり

●拘引狀を以て引致の被告人

巡查若くは憲兵に於て刑事訴訟法第七十三條に據り拘引狀を以て引致したる被告人を該令狀を發したる判事に引渡すも其訊問時間即ち四十八時内は之を裁判所内留置場に留置し其戒護は尙ほ警察官に於て爲すへきものならんとの疑團を生し其筋へ伺出られたる向ある趣なれども如此場合には假令裁判所内の留置場に留置するも其戒護は監獄官吏に於て之を爲

すへきものなりとの指揮ありたる由因に記す已令狀發付後の被告人に在ては之を監獄に收禁するも敢て妨なき義なれば裁判所の留置場へ留置し看守を派遣し戒護せしむるか如き手数は省き得るの便宜を取るに若かさるへし

●監獄の虎列刺

本年は虎列刺病の發生遲緩にして監獄を襲撃せしことあるを聞かさりしに秋風颯々落葉の候虎列刺は自ら避易するの時季に際し忽然警視廳石川島監獄支署に於て該患者を發生せり最早今日に至りては猖獗を逞ふするには至らざるへきも中々油斷のならぬお客なれば當該監獄は勿論他の監獄に於ても常に飲食物に注意するは云ふまでもなく其他の豫防法にも怠らざる様注意あらんことを望む

●刑事被告人の敷物

拘置監に於ても囚人監同様薄き莞蔴のみを敷く所あり然るに今日の如く刑事被告人の待遇は囚人とのを別異し拘置監には疊を敷くも敢て妨なき成規あるを以て終日薄き莞蔴の上に正座せしめ足痛を覺へしむるが如きは妥當ならざるかの感情を抱持し刑事被告人中座蒲團又は毛布を所持する者あらは之を使用

せしめんとする向ある趣なれども監獄は元規律の府にして最も整肅を重んじ房内の整理を保ち搜檢の嚴密を要する義なれば斯る敷物を用ひしめては房内の整理を亂るは勿論之より生ずる弊害測り知るへからされは之を許すは如何のものが去逆足痛を堪へしむるも穩當ならされは拘置監には疊を敷き以て一方には苦痛を免れしめ一方には房内の錯雜不整理を防止することにせられたし其筋に於ても同様の意見なるべし座蒲團又は毛布は使用せしめられざることに相成り居るやに傳聞す

●地方長官の監獄巡閲

は其都度狀況を具し報告すへき旨訓令せられたるは實に本年六月十九日のことなりしと聞く爾來所轄内の監獄を巡閲し其狀況を報告せられたるは神奈川縣〔監獄署〕 埼玉縣〔監獄署〕 栃木縣〔監獄署〕 山梨縣〔監獄署〕 滋賀縣〔監獄署〕 福島縣〔監獄署〕 岩手縣〔監獄署〕 山形縣〔監獄署〕 和歌山縣〔監獄署〕 熊本縣〔監獄署〕 宮崎縣〔監獄署〕 沖繩縣の十二縣に過ぎざる由其他の府縣に於ては向後事務の都合を見計ひ巡閲せらるゝ積なるへけれども該巡閲は明治廿二年勅令第九十三號監獄則第四條を以て規定しあることなれば等閑に附し去らざる様注意ありたし従前は往々該規定を實

行せざりし所ありしやに言ひ傳へ監獄の改良上にも少からざる影響あるを以て曩きに内務大臣より訓令を發せられ注意を喚起せられたるなりと聞き及べば屢々所轄の各監獄を巡閲し能く其弊害を査察剔除し以て改良の實を擧げ勅令并に訓令に背反せざる様注意あらんこと敢て切望し止まざる所なり

●九州各縣監獄協議會

を當十月十二日より三池集治監に於て開設し九州各縣の典獄此に會合し以て執務上の打合を致されたる由曩きには大坂に長野に各近府縣典獄の協議會を開き獄事上の改良方を熟議せられたり本年は監獄協議會の當り年とも云はん歟思ふに是れより生ずるの効果は莫大なるべく日を逐ひ月を經は益々光輝を發するに至らん監獄事業のために實に祝賀すべきことにて

●岡山縣典獄

たりし松井良哉氏は岡山縣阿賀郡長に轉任し同縣監獄書記兼看守長西村茂範氏其後任を襲ひ岡山縣典獄に任せられたり

●警察署留置場の戒護吏

のことに就ては曾て本誌上に記述し當局者の參考に

●受罰者の食物購求に就て

食物の購求は監獄則施行細則第六十二號の許す所に於て囚人及懲治人の作業に勉勵して食費を償ふに足るべき工錢を得る者には其請に由り領置したる工錢を以て食物を購ひ之を給することを得とありて許可文に屬すれば請を許すと否とは全く典獄の権内にあり然らば獄則を犯し處罰せられたる者に對して食物の購求を許すと否とは尙更典獄の見込次第にあるは明かなることなれば必らずしも許可すべきものと限定するには及ばざるなり然るに往々食費を償ふに足るべき工錢を得る者には是非食物の購求を許可せざるを得ざるものゝ如くに心得受罰中の者へも尙は許可せらるゝ向もある趣なり失當の見と云はざるを得ず已に條文には上陳の如く給することを得とあるに由り受罰中の者には許可せざることを却て當を得たるものならん故に實際の情況を取亂して斟酌許否し能く條文の精神に則らんこと獎勵上の一要件なりとす

●監獄の作業

は監獄則施行細則第四十三條同第四十四條を規定せられ内務大臣の認可を經るにあらざれば規定外の作業を設くること能はざる成規なるゆへ各府縣より續

供し置きたれど未だ疑惑を抱き居らるゝ向ある趣なれば再び茲に一言せん抑々小監獄を廢して所在地の警察署留置場を使用することになりたるは檢束上に經濟上に特に小監獄を存置するの得策ならざるにあり已に存在せし監獄すら之を廢して警察署留置場を用ゆることになりたるはどなれば未だ監獄の設なき所の新置區裁判所々在地に於ては尙更警察署留置場を使用するの便宜に據られたる由なるに往々該留置場の戒護のため看守押丁を派遣せらるゝ所あるやに聞き及べり然るに警察署留置場を使用することになりたるは上陳のことと經濟上の便宜をも圖られたる次第なるに看守押丁を派遣するに於ては經濟上の利益を見ることなく依然小監獄を存置し若くは設置するに當り更に警察署留置場を使用するの甲斐なし且警察署の留置場は警察官にて管理すべきものなれば巡查を以て戒護の任に充つるは自然の結果と云はざるへからず又看守押丁を警部に於て監督するは職掌上甚だ然るへからざる嫌もあり旁々警察署留置場へ看守押丁を派遣勤務せしむるは至當の處置とは云ひ難し故に重復を顧みず再言するは聊か疑惑を解かんと欲するがためのみ

々規定外の作業増設を稟申せられ其筋に於ては段々詮議の上夫々へ指令せられたる由今其認可せられたる重なる種類と云ふを洩れ聞くに男囚には裁縫、機織、靴工、綿打、染工、竹工、麻工、木割、貝工、傘笠工、莞蔴及疊工、洗濯、陶器及附屬陶器工、監獄用の家根音及左官等にして女囚には紙屑撰、染工、編物等なりとす其不認可に係るものは製本、印刷、特設の陶器工、燐寸業、武具工、劍研等なりとのことなり

●警部より巡查に轉任はならず

巡查より警部に昇等せしもの又は單に警部となりしものにして非職となり巡查を志願する者ある場合に於ては試験を要せず直に巡查に轉任せしめて可なるやと伺出たるに主務省は之を不可とし總て試験を經るにあらざれば採用するを得ず又巡查は志願に成るものに付轉任するを得ず前官を辭職せしめ然る後採用すべきものとすと指令されたる由或説には警部は巡查の上官にして巡查を指揮監督するものなり其程度の職權ある官職にありしものが下級の巡查となるには試験を受けねばならぬとは條理の分らぬ譯なり其筋に於て奇を好むの餘り此横道の指令を與へたる

にはあらざるかと疑を懐かる、者あり成程一應理由ある説なり然れどもその筋に於ても官職を重んじ進退の際に於ける取扱に對し奇を街ふか如き詮議を遂げらるゝ筈なし因て某氏に就て之を質すに成程上官より下級の巡查に下るとなれば譯けのなきか如くなれども警部より下て巡查とならんとするか如き場合に當ては既に其人に缺點あるものと見做さるを得す且巡查とても従前と違ひ身分も高まり俸給もよくなりしことなれば採用の際十分に撰擇するを要す其前官の階級を標準として直に巡查に適任なりと決定するを得す故に試験を必要とせしなり既に警部として技倆あるものならば淺薄なる巡查試験の問題を難するともなかるへし若し之を難するか如きは警部としても其任に適せざるものなり又此問題に及第し得ざる者とせば巡查たるの資格なきものにして無試験採用の途を開くは危険なる事なりと語られたり

●警察官吏の配置法

現行の配置法は早晚改正せらるへし其の改正方案は目下取調中なり抔と布説するものある由傳聞せしを以て其筋に就て問質したるに未だ取調に着手せしとなし尤も善良なる方案を得て現行の配置法より一層

完全を得るとなれば之か改正に躊躇せざるへしと答へられたり此答は確實なるものなれば傳説者は何か説聞せしものならんと思はる

●警察禮式

内務省訓令第十五號警察禮式は過る八月の發令なり之を従前の禮式に比すれば條項頗る饒多にして難解の廉少なからずとて主務局へ問合す向も甚しとせず然るに其間も其答も公文の簡短なるものなれば往々意義を解せず隔靴搔痒の憾なきと能はざる趣數々之を耳にせり本會茲に感ずる所あり是等難解の事件を解説して地方當務者の疑團を氷解せしむるは是れ本會の義務なりと決心し因て法令註解の欄に之か註解を掲ぐることはなせり此註解は最精しく最正しきものにして尙杜選粗漏の解を爲さず當務の吏員に就き其意義理由基礎等を詳悉して掲載するものなれば讀者に於て萬誤なきものと信せられて可なり尤註解と其筋の指令若くは回答と矛盾する等の事を發見する場合に於ては本會は之か訂正を怠らざるへし

●巡查勤績年數

巡查は志願より成立つものなれば常に同一地方に勤績するにあらざれば勤績年數の計算上不利益あるを者あり此分列の回轉法は警察禮式と相牴觸せざるものとす故に依然左回轉して可なり然ども警察禮式に右回轉の法あり分列の際も同様とせされは不可なりとして之を改むるか回轉方の左右に因て便否の差あるへき筈なし刀鞘相觸るゝは不熟練の罪ならんと思はるゝなり

●巡查の言語漸く傲慢ならんとす

巡查は傲慢なり其言語は横柄なりとは從來批難を受けし所なり然るに過般判任官の待遇を受くる身分となりしを以て意氣得々然自ら言語動作に顯はれ言語漸く傲慢ならんとするの傾向あり誠に歎げかほしき事にかそ元來身分の昇りしはその言語動作の傲慢横柄なるを希ふての爲めならず寧ろ傲慢横柄なる言語動作を矯正せんとするの至意の存するを悟らざるべからず巡查諸氏宜しく猛省して批難を受くるか如き舉動を慎み身分俸給の高まりし恩遇に背馳するとなからんと希望に堪へす

●巡查部長に對する敬禮

普通巡查より巡查部長に對し敬禮を行ふ場合には同班相互の禮式に依らず上官の例に倣ひ警部に對して行ふと同様に爲さしむるとに其筋に於ては定められ

免れず警へは甲縣に志願して勤績三年なる者が乙縣に移轉するるとせんか乙縣へは志願したるものにあらざるか故に他の一般官吏の如く轉任となすことを得ざるを以て此際打切り勤績年數を起算せざるを得す巡查たる者は巡查其職を志願するにあらず其地方の巡查たることを志願するの性質なれば地方を異にせば従て志願も異なる譯にして其勤績年數は甲乙互に連絡するを得ざるものなり

●巡查分列の際回轉方

警察禮式第十九條 兩陛下に拜調する場合に於て右回轉を爲すへきを規定されしより警察官吏は常に必右回轉を爲し決て左回轉を爲すへからざるか如き者を持つる人もあるやに聞けり成程 陛下に拜調の場合右回轉をする程なればその他の場合に於ては無論右回轉を爲すへきか如くなれども是は單に禮式に定められたるものにして警察官吏回轉法を定められたるにあらず故に 陛下に拜調の場合以外に於ては左右何れに回轉するも妨なきとならん夫の巡查の隊伍を組み點檢其他の事畢て分列する場合には左回轉し然る後分散するは一般の慣例なり若し之を改めて右回轉するるとせば刀鞘相觸れ甚不便ならんと思ふ

たるよし尙委しくは法令註解に在り就て看らるへし
 ●遠距離に於ける巡查の敬禮
 室外の敬禮は上官を距る三四歩前に停止して之を行ふの規定なれども陸軍禮式を參看すれば遠距離に在るときと雖其上官たることを識別すれば之に對して敬禮を行ふを可とす或人公務を帶て某地方に至りしとき其縣の警部長及警察署長等と同行し途上一葦水を隔て、巡查の巡行するを見る警部長等は都て正裝を爲して行けり而して巡查との距離は僅に二十間とは離れざるなり此際巡查は屢々此方を注視したるを以て警部長及警察署長なるとは之を了知識別するところ分なりしなり然るに更に頓着たく竟に敬禮を行ふことなく通過せり警部長等も敢て之を咎めず或は心付かざるか如し其縣に於ては少しく距離あれば敬禮せざるも可なるの法なるかは知らされども外見上不体裁にして餘り稱揚すべき事にあらず成るべくは陸軍の例に倣ひ其上官たることを識別せば敬禮を行はしむるにせしむるなりと或人は語れり此事獨某縣に限らざるへし

●各監獄署本會へ報告の摘要
 本縣看守龍造寺大八は看守教習所第一回卒業試験に

大分縣監獄署
 本年七八月中當署に於て執行したる重要事件左の如し
 監獄會議
 一本縣に於て獄務改良に關する事項及將來の方針を議する爲め尾道三次兩支署長を召集し七月廿五日より同廿八日まで四日間會議せり
 精勤證書授與
 一本縣に於て左に記載の看守三十七名明治二十二年

- 内務省訓令第二十一號に依り精勤證書を授與せり
- 野村儀一 吉崎猪平 世良補一 岡 毅太郎
- 田村陽造 秋山雄之助 増田岩夫 山下秀太郎
- 福井甚五郎 荒木 直 平野顯介 大島房吉
- 兒玉鎮雄 香川百平 西尾秀太郎 結城堅吾
- 渡部岩允 沼田元太郎 片島光之助 滿尾喜藏
- 中原勝興 山岡九八郎 岡島 霞 山肩孫一
- 若山寅五郎 寺川保太郎 坪井熊太郎 西本常之助
- 橋川瀨平 南部猪左吉 研野熊次郎 大谷友次郎
- 米原健太郎 川野英之 宮本昌太郎 石田熊雄
- 早水千太郎

賞表授與

及第せしを以て卒業證書を付與せり
 栃木縣監獄署

第一期看守教習所授業生の試験を舉行し優等生山本和四郎、青木慈長、丸谷定吉、卒業生植田安吉、上部貞愛、川上常彌、羽代國松、成澤茂松、清水精一郎、高松義人へ各證書を附與す
 三重縣監獄署

當署第一期看守教習所受業生六人の内船木三重郎は優等妹尾準三、齋藤友助、瀧澤保太郎、宮木金吉の四名は卒業證書を付與し谷口兼藏は尙一ヶ月練習を命ぜり
 秋田縣監獄署

本縣看守教習所第一回召集の受業生は二ヶ月の修業を了へたるを以て卒業試験を舉行せしに看守黒田幸太郎、山口隆の二名は優等大森金次郎、鷹取八太郎、大村雅吾、小野田誓、中島長太郎、吉田銀次郎、長谷川豊吉の七名に卒業證書を授與す
 岡山縣監獄署

當署在監人中懲役十年新宮俊三郎拘役四年森久太郎懲役十年木村政太郎同安東百男同山本定治同大森長市は特典に依り放免せり

一本縣監獄署に於て八月廿三日平素獄則を守り作業に勉勵し改悛の情著き者へ賞表を授與せられたり其人員左の如し
 一 始て賞表を授與せられたる者 男二十五名
 一 前に賞表を授與せられたるものにして重ねて賞表を授與せられたるもの 男二十三名 女二名
 假出獄

一廣島縣備後國御調郡諸田村字大山田平民喜三太長男清川久太郎(三十四年七月)は官文書偽造罪に依り廣島重罪裁判所に於て輕懲役六年の處刑を受け入監以來克く獄則を謹守し作業に勉勵する等真心改悛の狀顯著なるを以て其筋の允許を得本年七月廿四日假出獄を許されたり
 獄則違犯者

一本縣に於て從來囚人獄則違犯の重なるものを舉れば煙草の吸收厠内賭博類似の犯則者等多數を占めたり而して之が禁止の方法を研究焦慮するも其結果を得ざりしと年久し然るに本年六月以降囚人構内の獨歩を禁したるに吸煙の違犯を撲滅し又厠内の賭博は上厠規則を制定して以て上厠用便の時間度數等を定めしめたるに依り漸次該犯の弊害を一掃するに至れり

廣島縣監獄署

●セーバツハ先生の吊詞

飛電、一たびセーバツハ氏の訃音を傳ふるに當りてや氏を知る者ど知らざるものどに論なく苟くも身、獄事に關係ある者にして先づ驚愕を喫せざるはなく心動、稍々定つて哀悼痛惜の情交々迫まるる感を起さるはなし況んや親しく氏の薫陶を受け知遇を蒙りたる同人諸氏に於てをや且つ驚き且つ悲み斯道前途の爲めに嘆き且つ惜まれたる當時の風景、今尙は吾人をして之を想像せしむ、當時地方長官、典獄又は一個人の名を以て電信或は書面に依り吊詞を内務省に送られたるもの机上に堆積せり聞く所に據れば此吊詞類は譯文を添へ一括となして氏の遺族に送付せらるゝ筈なりと云ふ今左に右追吊文の一二を舉げて讀者に示す

先生ノ訃ヲ聞キ驚愕ニ堪ヘス先生曩ニ奥州ヲ經テ北海道ニ涉リ各所ノ監獄ヲ巡視シ實際ニ當リ有益ナル教ヲ授ケラレ歸途復當地ニ立寄ラレシ時身軀ニ違和ヲ感セラレシトテ即夜早々ニ歸京セラレ其後病ヲ箱根ニ養ヒ健全故ニ復セラレ第三回練習所ヲ開カレントスルニ際シ病癘再燃藥石効テ奏セス遠逝セラレ親シク教ヲ受ケタル我々ハ斷腸措ク所ヲ知ラス惟涕泣スルノミ謹テ吊詞ヲ述フ

ル能ハサル可キヲ信ス各位悲哀ノ中ニ於テ少シク慰ムル處アレ茲短翰ヲ綴リ吊詞ニ代フト爾云
岩手縣監獄署員

明治廿四年九月三十日

熊山 毅
武田和忠
岩手縣監獄署員
本多 保
敬白

亡フオンセーバツハ氏最近親屬各位

●同氏の追悼會

又岡山縣松井典獄祭主となり師の爲めに祭典を營まれたる報道に接せり即其祭文は左の如し

祭文

岡山縣典獄正八位松井貞哉齋戒沐浴テシク内務省警保局獄務顧問勳五等空瀾西國非職陸軍中尉兼上等司獄官フオンセーバツハ賢師ノ聖靈ニ告ク時維レ
明治二十有四年九月念一日我敬愛スルフオンセーバツハ師ハ病ヲ以テ遠逝セラレタリ抑々師ハ監獄模範ノ泰斗ニシテ乃チ耻ヲ授邦ニ寄セ獄務訓練ニ從事セラレ、嚴々ニ嚴餘不肖其哉其高遠該博チ欽慕追慕スルヤ久シ矣今ヤ不幸ニシテ永劫就眠セラレ洵ニ哭泣悲哀ニ耐ヘザルナリ嗚呼哀哉痛哉追悼ノ餘リ爰ニ聊カ不昧ノ儀ヲ薦ム冀クハ靈ヲ勞慰此祭ヲ來享セヨ
明治二十四年十月二日

中村 中
石井 直長
佐藤 勝治

明治二十四年九月廿六日

謹テ書テ我内務省出仕獄務顧問フオンセーバツハ氏遺族各位ニ寄ス氏ハ曩キニ我カ政府ノ囑比チ承ケテ獄務顧問ノ重職ニ任ス常ニ包蓋スル處ノ經歷ト學說トヲ以テ或ハ監獄官練習所ノ教頭トナリ既ニ二回ノ卒業生ヲ養成薰陶セラル當時生等其中ニ加リ同所ニアツテ氏ノ薰陶ニ預リ恩澤ニ沐浴シタルモノナリ豈謝スル所チ知ラス或ハ我國獄事ノ改良セサルヘカラサル必要ヲ議テ具シテ幾多ノ考量アラシムルノミナラズ之レ等所見ノアル處ハ演說ニ顯ハシ以テ我國獄制ノ上ニ其ノ利益ヲ受ケシムルモノ實ニ鮮少ニアラサル事ハ蓋シ掩ハント欲スルモ能ハサル事實ニシテ我カ國民ノ普ク認ムル所ナリトス爾來獄事改良進步ヲ來シ將サニ行刑上其果ヲ揚ク眞ニ監獄ノ性質ニ背カサルニ至ル可キヲ確信セシニ際シ風土氣候氏ノ體度ニ適セス病痼其隙ヲ侵シ眞醫藥石モ其効ヲ奏セス終ニ本月廿一日チ以歸幽ノ途ニ就カレタリ此訃音ニ接スルヤ生等失望落膽悲哀痛惜措ク處ヲ知ラサルニ至レリ況ンヤ萬里ノ波濤ヲ以テ隔テラレタル貴國ニ遠留セラル、各位ノ愛情ヲ察スルニ誠ニ例フルニ物ナシ突然リト雖モ氏ハ獄事改良ヲ以テ本務トセラル而シテ遠ク東洋我國ニ渡來獄務顧問トナリ氏力曾テ抱懐スル獄事改良ノ語ヲ開ラカレタルハ亦少ク希望ノ一部ヲ達セラレタルトナル可キヲ想像セリ自是我國獄事改良ノ進步ハ氏ノ力ヲ與テ大ニ功アルコトハ人皆ナ許ス處ナルヲ以テ此事タル我國國民ノ義モ念願ヲ去

◎ 吊詞 ◎

岡山縣監獄書記看守長總代監獄書記兼看守長西村茂範齋戒沐浴謹テ内務省警保局獄務顧問勳五等空瀾西國非職陸軍中尉兼上等司獄官フオンセーバツハ賢師ノ聖靈ニ告ク夫レ我國ノ獄制ナシテ益精彩光輝チ加ヘタルモノハ師ニ非スヤ我カ獄務周敏ノ進步ヲ促シタルモノモ亦々師ニ非スヤ伏テ惟ルニ師ハ我政府ノ招聘ニ應シ久シク獄務顧問ニ運勉努力セラレ、チ以テ治獄上參酌模倣其裨益焉レヨリ大ナルハ莫シ實ニ師ハ我國監獄ノ規模ト稱スル可ク敢テ不可ナカルベシ豈ニ料ランヤ一朝病歿ノ爲メニ白雲去テ返ラサルノ永訣ニ至ルチ見ントハ愕然嗚呼慨歎痛哭ニ堪ヘザルナリ方ニ今我カ典獄首トシテ師ノ聖靈ヲ祭リ追悼ノ念ヲ表セントス因テ辭辭ヲ綴リ謹テ吊ス禮哭泣血滂首再拜
明治二十四年十月二日

明治二十四年十月二日

明治二十四年十月二日我縣典獄首トシテ内務省警保局獄務顧問フオンセーバツハ賢師ノ聖靈ヲ祭フル抑々師ハ久シク監獄顧問ニ從事セラレ我國獄制ニ於テ大ニ裨補助級アルハ今復々賢セスシテ明カナリ然ルニ人生ノ無常ナル忽チ病歿其身ヲ侵カシ終ニ他界ニ仙遊セラレ嗚呼悲哉或本日同志追悼ノ念ヲ表シ爰ニ祭奠ノ式ヲ舉ケラル因テ悚然敬謝部俚ノ吊詞ヲ呈ス哭泣悲哀頓首再拜
岡山縣監獄署事務員總代

看守 藤井 遜

于時明治二十四年十月二日我内務省賦務顧問フオンセーパツハ師
 吊祭ノ筈ヲ舉行セラル抑々師ハ遠ク萬里ノ海外ヨリ來リ我國賦務
 ノ規模ニ精察シ終始勤野電馳以テ大ニ治賦ノ綱要ヲ指示セラル其
 功績豈著明ナラフヌヤ然レニ今ヤ不幸病魔ノ爲メ客月二十一日溘然
 鬼籍ニ登ラレ、ノ訃音ニ接ス嗚呼悲ヒ哉哀慕ノ念溢ク能ハス因テ
 追悼ノ意ヲ表シ碑方委ニ吊詞ヲ述フ積百

岡山縣監獄署看守總代

看守 清水源七郎

●列國刑法協會會議

犯罪及犯罪人に關する一切の問題を審議する爲めに
 設けたる列國刑法協會の第三回會議は本年八月二十
 五日諾威クリスチアニア府に於て開會せしが午後の
 會議には専ら犯罪人懲罰のため採用せらるゝ各種の
 方法を禁遏する効果に付き審議する所あり遂に罰金
 の主義を擴張して以て禁錮等の強迫方法に代ふるを
 可とするの議決をなし尋て罰金の最多額を甚大に
 し其最低額を甚小にして罰金を課するの際に犯罪
 人の資力を斟酌すべき旨を議決し尙は但書として若
 し罰金を或る時間内に分納せしむるを利とする場合
 には成るべく此處分を採るべしとの旨を補足せり又
 同會議は罰金を納め得ざる場合には禁錮を以て之に
 代ふるの主義を非とし遂に禁錮の宣告をなしたる場

しも多くの資本を要せずして這般の會社を創設し
 少くも斯事業の目的を達し得るの方略を研究する
 こと亦た最も必要なりと謂はざるを得ず

●監獄費問題

監獄費を國庫支拂に移すの議は開議既に之を決し先
 づ其法律案を帝國議會に付せらるゝの都合なりと云
 ふ因みに廿五年度監獄費概算は凡そ三百二十萬餘圓
 にして内四十五萬圓を以て作業入費に供充し成るべ
 く不利益なる請負業を制限せしむるの方針を取らる
 べしと聞く

評曰此問題可決せられずんば完全なる獄事の改良
 亦た得て望むべからず、獄事の改良を促し而かも
 人民の負擔を軽減す此一舉兩善の策苟くも血性あ
 るものは即ち之を採る

●教誨師及看守辨當料

集治監教誨師及看守の辨當料は本年三月以來雇員と
 同しく一食貳錢五厘の定めなりしも教誨師看守は判
 任官の待遇を受くることとなりたるに付き此程一食
 三錢に上せられたりと聞けり然るに地方監獄の教誨
 師及看守の辨當料は本年勅令第二十七號に依り適宜
 給與のものなりと雖も等しく判任待遇のものなれば

批評

合に於ても刑期を減縮する方法として罰金を納む
 るの權利を犯罪人に與ふべきことに議決せりと云ふ
 (獨逸監獄法講義第十五頁參看)

評曰刑理の進歩するに従ひ自由刑の境域、漸く蠶
 食せらるゝを覺ふ是れ將た進化主義自然の順序な
 るか抑も亦た自由刑の勢力の日に非なるの徴にあ
 らずや治獄家たるもの須らく熟慮する所ありて可
 なり

●静岡縣保護會社

其組織の完全不完全なるは姑らく之を措き維持の方
 法確立し創設以來毫も中挫するが如きことなくして
 能く其事業を繼續し且つ現に多少の効績を收めつゝ
 あるもの恐くは全國中に於て静岡縣保護會社はどの
 ものあらざるへし社長金原明善氏外に在て計營に執
 掌し典獄千頭正澄氏内には在り故河村氏の遺志を繼い
 て操縦に盡力す前途最も多望なりと謂ふべし、白根
 内務次官小松原警保局長等も亦た大に斯の事業を贊
 成せられ此頃各々若干の義捐金を投せられたりと云
 ふ

評曰斯の公共慈善の業、權門富豪の義捐を仰ぐこ
 と固より不可なりと謂ふべからず然れども必ず

集治監教誨師及看守の給領に權衡を取り一食三錢に
 下らざる様いたしたることなり

●巡查看守救助例に就て

巡查看守給助例に依り年金を得たるもの本例第九條
 (左の各項に依る者は其時間給助を停止す)第一項
 (俸給を受くるの官職に就きたる者)に該當したると
 きは年金を停止せらるゝものなりと雖其法文の官職
 の文字には判任官以上は勿論其以下なる雇門守押丁
 給仕小使の類も包含するかの疑義なきに非らず然る
 に聞く所に依れば其官職中には給仕小使の如きは含
 有せず又假令門守と雖も小使に等しきものは矢張
 給助を停止せらるゝ限りにあらずと云へり

批評

●變死傷無冤錄述

元朝王氏纂輯
 本朝河合氏譯述
 磯村兌貞發行
 快哉生妄評

此の書の原本無冤錄は未だ批評者の管見に入らざる
 所なり、然れども延譯者の緒言並に延譯者が殊に注
 意して存留したる序跋等に因りて之を觀れば原本は

元朝の王氏の纂輯に係り検視官の服膺すべき心得と死傷の因由を察識する方法とを収録したるものとす本朝の河合氏之を邦語に延譯し更らに題名に述字を加へ以て創始にあらざるの意を表するものなりと云ふ

王氏の纂輯に先ちて唐土に行はれたるもの洗冤錄平冤錄の二書あり王氏此の二書に出入し互に長短あるを以て更らに之を損益し尙ほ自己の經試を以て修補を加へ以て稍々大成したるものなり其の題して無冤錄と云ふの意は纂輯者既に之れを解明せり曰く冤而至於洗至於平見猶鑿龍門以決澎湃國不若長江大河滔滔汨汨安流晝夜之無聲也と纂輯者の言定に然り蓋し冤を洗き冤を平するは則ち既に冤有るを認識するものなり若し冤無くんは何そ之を洗き之を平するを用ひん纂輯者の期する所之を前二者に比すれば更らに數歩を進めたりと謂ふべし況んや生者をして冤ならしむるは則ち死者をして能く瞑目せしむる所以なれば夫の冤を洗き冤を平するの唯生者に對し消極の効果を彰すの一方に踟躕するもの比にあらざるをや纂輯者の期望や深且遠なりと云ふへし

裁判官の職掌は單に法律適用の區域に限局し而して事件の提起と犯罪の證明とは檢察官をして之に當らしめ又疑件の裁決は之を一種専門家の司掌に屬せしむるに至れり故に醫學上の疑件を検明するか如きは裁判官躬親ら之に當らざるのみならず所謂檢視なるものは之を裁判より分離し以て一科の行政事務の所屬たらしむ檢視の警察事務の一部たるは今日何人も認知する所なるへし斯の如く今日の制度は昔時檢視の裁判上に於て占めたる地位を剝去したる以上は本書も亦其裁判上に於ける効用を喪失し而して纂輯者の目的も既に消了せりと謂ふべし然れども顧みて檢視事務の裁判より轉して警察に入りたることを念はば本書の効用は彼に失して此に得而して纂輯者の目的は彼を去りて此に就き敢て地位の變換と共に消長するものにあらざるを知るべし

抑も警察を分ちて行政司法の二科と爲すは固と批評者の取らざる所なり然れども我邦の法制は夙に此の分科を採用し今尙ほ之を認識するを以て批評者は暫く之を夢用し而して檢視事務は果して何れの分科に屬するやと問はば批評者は行政警察に屬すと斷言するに踟躕せざるなり蓋し檢視の用たる暴死瘞死又は

正否は實に生死の繫かる所なり豈に慎重せずして可ならんや實に檢視は人命の管鑰にして裁判の礎石なりと云ふを得へし若し檢視にして一步を誤らしめば空しく無辜をして冤を幽界に泣かしめ而して極惡死に該る者をして僥倖を顯界に享くるに至らしめんとす其の適正を得るの道を講ずる須臾も已むへからざるなり而して本書纂輯の至意實に茲に在りて存す昔時裁判の制度未だ備らず治罪の手續未だ整はず是時に當りて夫の犯由を質し因情を察し法章に照して刑罰を斷する總て之を一人に委付せり故に疑件を裁決するものは則ち事件の提起者たり犯罪を證明するものは則ち刑法の適用者たり實に裁判官は一身以て檢察官鑑定人等の數職を兼ねたるものなり檢視の裁判に於ける其の關聯彼か如く而して其の職務の混同此の如し而して本書の纂輯は則ち其の當時にあるを回思せば本書の裁判官に幾多の用便を與へ而して其の裁判上に於ける効用の偉大なる殆んど吾人の想像に及ばざるものあるを信するなり

然るに輒近裁判の制度は大に革進し其の整然秩然たる復た昔日の比にあらざる而して彼の分業旨義は他の人事に於けるが如く復た裁判制度の上に行はれ今や傷損あるに當り其の因由を探究して其の天然に出でしや否や別故あるに非らざるや否やを識別し以て一方に於ては死者の家人を満足せしめ隣人より延いて公衆一般の心意を寧靜にし一方に於ては犯罪事件の係累なきや否やを確認するに在りて夫の司法警察の如く犯罪事件あるを認知して之が因由方法等を検査するにあらざるを以てなり後者は裁判上の事項にして裁判官檢察官主として之か任務に當る而して警察官の儘之に關與するは則ち其の補助官たるの場合のみ之に反し前者に在りては其の任務は一に警察官の獨任する所なりとす既に然り職に警察に在るもの須らく檢視の心得あるを要とす本書は則ち其の指導者なりと云ふべき歟(以下嗣出)

彙報

●治安妨害の標札
芝區新堀町に吏權撲滅黨事務所と云へる札を掲げあるに付直に愛宕町警察署より警部出張し吏權撲滅の四字は治安に妨害ありと認定するに付速かに看板を取除くべしと達したるも同黨幹事は本所は非政社組織にして其筋の干渉を受可き筈なしとて警部の命

歳を一期として遂に泉下の人となり同廿四日午後四時出棺居留人埋葬地に葬られぬ屍殺すの前の

て前期間死亡者と同數なり(官報)

謹告

●本誌代金御取纏其他購讀者誘導方追々御配慮相願候諸君ニ對シ乍略義本誌ヲ以テ御禮申述候尙ホ此上本誌ノ普及、及ヒ今日迄御主任未定ノ個所ハ該長官ヨリ特ニ御指定ヲ乞フ歟又ハ購讀者諸君中御申合ノ上御指定被下倍々御贊助相受度右御挨拶旁々特ニ相願候也

追テ本文御主任ニハ每號本誌ノ代金不申受事ニ内定致候間自今(第三號以下ヲ云)御送金不相成様致度候

又該長官ニシテ本誌御購讀無之向へハ每號若クハ時々本誌御送付可致候得共決テ御購讀願出候主旨ナラス故ニ假令進呈ノ文字脱漏致居候共代價可申受謂レ無之必竟該署ニ關係スヘキ記事又ハ緊急ノ事件有之場合ニ於テ爲御參考無代價御閱讀願出候義ト御承知置被下度候也

明治二十四年三月

諸官 衛長官
 取 纏 主 任 御 中
 購 纏 主 任 者

主 任 磯 村 兌 貞

●第九號ニ添付セシ巡查増俸及巡查看守判任官待遇ノ二大勅令ヲ祝スル内務大臣、同次官、警視總監、警保局長、同主事閣下ノ五肖像ハ當分本誌每號ノ附録トシテ新タニ本誌ヲ購讀セラル、諸君ニシテ前金拂込ノ向ニハ無代價進呈スヘシ但豫告ノ如ク延滞金拂込無之諸君ニハ進呈不致御送金ヲ待テ呈上スヘシ

明治廿四年十月廿八日印刷
 明治廿四年十月廿八日出版
 發行人 東京市四谷區荒木町廿二番地 磯村兌貞
 印刷人 同市同區同町同番地 近藤劍二郎

印刷所 京橋區弓町廿四番地 耕文社

第四版出版廣告

貴族院勸議議員清浦奎吾君序文
 內務省警務司顧問故フチン、セーバツハ君序文
 東京集治監典獄官監獄官練習所長石澤謙吾君序文
 內務省參事大木秀太郎君著
 集治監典獄官水秀太郎君著
 小河滋次郎君編著

日本監獄法講明義

完 洋裝美本金字
 十二頁定價四百五
 十圓貳拾五錢

非常減價金六拾五錢市外遞送料一部金八錢
 支署長又ハ各課及書記看守長諸君ヨリ申込
 外ハ前金ヲ要ス又部數ニ依リ月賦拂込ヲ諾ス
 本書ハ本邦監獄則、施行細則及看守以下監獄吏員分
 掌例ニ據リ透條泰西監獄學ノ新說及各國、監獄法規
 等ヲ比照參照シテ條文ノ意義、立法者ノ精神ヲ注疏
 剖解シタル新著ナリ著者ハ久シク職ヲ監獄官練習
 局ニ奉シテ多年、治獄ノ實務ニ當リ亦タ實際問題
 所ノ譯官トシテ常ニ內務省ノ獄務顧問タルシテ
 獄學ニ親シク益々斯道ノ研究ニ精進シテ獨逸其
 述作スル所ハ獨リ論見ヲ考證シテ立論ノ根據ヲ固
 メ或ハ歐米諸大家ノ指合通牒ヲクハ當局者ノ意見等
 チ參酌シテ實例及立論法ノ精神ノアル所ヲ闡明シ餘
 苟クモ本邦監獄ニ關ル要項ハ細大網羅シテ亦タ餘
 蘊ナシ故ニ監獄官練習所及各地方獄務講習所等ニ
 於テ參考書教科書トシテ最モ適當ナルハ勿論治獄改

良ノ今日、直接ニ斯道ニ關係ナ有セラル、諸士又ハ
 世ノ識者タルモノ、須ラク一讀スヘキノ良著書ナリ
 ト信ス若シ夫レ議論ノ該博痛快ナル、行文ノ流暢簡
 明ナル、叙次休裁ノ完整秀美ナルカ如キハ一讀ノ上
 本書ハ明治廿三年十二月初版ヲ發行シ本
 年八月ニ至リ第三版ヲ刊行セシモ直ニ欠
 本ヲ告ケ今亦第四版ヲ發行シ且需用者ノ
 便ヲ圖リ各地方一手販賣買所ヲ設ケ廣ク
 官民有志諸君ノ貴需ニ應スヘシ

警察監獄學會 出版部

謝 告

曾テ前々號ヨリ豫告セシ探偵總鑑其他有益ノ材料
 上堆チ爲スモ如何セシ緊急記事又幅濶シ編者前後ノ
 取捨ニ苦ルシモ殆ト其爲ス所チ知ラス況ヤ編輯完
 告ケ如ク茲ニ活字ニ上セントスルキ恰モ震災ノ飛報
 挽カフ如ク社僕背後ヨリ大聲呼テ曰活版部皆手チ束
 チテ待ツルキ終ニ意ヲ決シ震災ニ就キ愛知岐阜警察ノ
 手配救護ノ實況ハ最モ確實ノ報道チ得テ次號ニ掲
 至レリ尙茲ニ探偵總鑑其他ノ材料モ今一回ノ延期チ
 警察監獄學會 編輯部